

## 資料目次

資料番号	資料頁	資料内容	本文頁
資料1-1～1-2	3頁	ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、及び養成する人材像との相関	6頁, 10頁, 14頁, 26頁
資料2-1～2-2	5頁	カリキュラムツリー	10頁, 14頁
資料3	7頁	獣医学研究科 学位論文審査基準	12頁, 23頁
資料4	8頁	岡山理科大学成績評価に関する規程	17頁
資料5-1～5-2	10頁	履修モデル	17頁, 19頁
資料6	12頁	カリキュラムチェックリスト	17頁, 18頁, 19頁
資料7	13頁	教育点検システム	19頁, 22頁
資料8-1～8-2	14頁	入学から修了までのスケジュール	20頁, 21頁
資料9-1～9-2	16頁	研究指導計画書	20頁, 21頁
資料10	18頁	大学院生研究活動（実績調査）	21頁
資料11	19頁	岡山理科大学大学院長期履修学生規程	22頁, 23頁
資料12	20頁	岡山理科大学学位規程	23頁
資料13	25頁	修士論文審査・最終試験結果報告書	23頁
資料14-1	26頁	予備審査委員会（案）編成について	23頁
資料14-2	27頁	予備審査委員会報告書	24頁
資料15-1	28頁	博士論文審査報告書	24頁
資料15-2	30頁	最終試験結果報告書	24頁
資料16	31頁	岡山理科大学における研究者の行動規範	24頁
資料17	33頁	岡山理科大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程	25頁
資料18	43頁	岡山理科大学における研究倫理教育に関する申合せ	25頁

資料番号	資料頁	資料内容	本文頁
資料19	46頁	基礎となる学部、 修士課程の関連図	25頁
資料20	47頁	岡山理科大学入学者選抜規程	34頁
資料21-1	49頁	岡山理科大学大学院獣医学研究科 教員組織の編制方針	34頁, 35頁
資料21-2	50頁	岡山理科大学大学院担当教員の資格審査等に関する規程	34頁, 35頁
資料22	52頁	岡山理科大学教員個人評価実施規程	36頁
資料23-1～23-3	54頁	大学院生室・ゼミ室見取り図	38頁
資料24	57頁	岡山理科大学学長、 副学長、 学部長及び研究科長の職務規程	41頁
資料25	58頁	学校法人加計学園大学学長選考規程	41頁
資料26	59頁	岡山理科大学副学長選考規程	42頁
資料27	60頁	学校法人加計学園大学院研究科長選考規程	42頁
資料28	62頁	全学教学マネジメント体制図	43頁
資料29	63頁	岡山理科大学内部質保証システム	44頁
資料30	67頁	岡山理科大学自己点検 ・ 評価規程	44頁
資料31	69頁	岡山理科大学大学評価委員会規程	45頁
資料32	71頁	岡山理科大学 目指すべき教員像と教員組織の編制方針	48頁

ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、及び養成する人材像との相関

獣医保健看護学専攻修士課程

<p>養成する人材像</p>	<p>●獣医療における看護実践や研究を通じてエビデンスに基づいて問題・課題を解決できる高度獣医療看護分野研究者</p> <p>●公共獣医事・感染症・公衆衛生を扱うパブリックヘルスサイエンスやライフサイエンス分野において多角的な視点から研究の計画・遂行・考察を行うことができるライフサイエンス・パブリックサイエンス研究者を含む獣医関連科学研究者</p>		
	<p>ディプロマ・ポリシー (DP)</p>	<p>カリキュラム・ポリシー (CP)</p>	<p>アドミッション・ポリシー (AP)</p>
<p>A. 知識・理解</p>	<p>●獣医療看護または獣医関連科学を含む獣医保健看護学に関する専門分野の高度な知識を身につけている。</p> <p>●獣医保健看護学分野の研究が貢献すべき多様な問題の解決に必要な俯瞰的な視野を持つ。</p>	<p>獣医保健看護学に関する専門的かつ俯瞰的な知識を修得するために、「専門科目」を系統的に配置するとともに、「演習科目 (高度動物看護学特別演習)」「特別研究」を配置する。学習成果の評価にあたっては、課題やレポートを客観的に評価し、達成目標への到達度に応じて評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・獣医関連生命科学総合講義Ⅰ・Ⅱ (必修)</li> <li>・高齢動物科学特論 (選択)</li> <li>・動物感染症特論 (選択)</li> <li>・飼育動物学特論 (選択)</li> <li>・動物福祉学特論 (選択)</li> <li>・動物看護学特論 (選択)</li> <li>・高度動物看護学特別演習 (選択)</li> <li>・特別研究 (必修)</li> </ul>	<p>獣医保健看護学専攻において、修士課程教育を受けるにあたり必要な獣医療看護・公共獣医事・動物科学・生命科学分野の基礎的事項と専門的な日本語・英語力を身につけている。</p>
<p>B. 思考・判断・表現</p>	<p>●獣医保健看護学分野に関する問題を見だし、それを解決する能力を身につけている。</p> <p>●研究・調査より得られた結果を整理・考察し、合理的な結論を導くことができる。</p>	<p>目指す専門領域分野に関連する問題の本質を見抜くための批判的な解析力・課題発見能力・課題解決能力・表現力を育成するために、「演習科目」(「獣医保健看護学特別演習Ⅰ～Ⅳ」「高度動物看護学特別演習」「動物インターナショナルキャリア」)及び「特別研究」を配置する。学習成果の評価にあたっては、与えられたテーマ又は自ら設定した課題に関する文献調査・仮説・立証の研究プロセスを総合的に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・獣医保健看護学特別演習Ⅰ～Ⅳ (必修)</li> <li>・高度動物看護学特別演習 (選択)</li> <li>・動物インターナショナルキャリア (選択)</li> <li>・特別研究 (必修)</li> </ul>	<p>身につけた知識・技能に基づいて、問題解決のために論理的かつ批判的に考え判断し、その過程と結論を説明できる。</p>
<p>C. 関心・意欲・態度</p>	<p>●研究者あるいは高度専門的職業人として、社会に貢献するための自覚と責任感を身につけている。</p> <p>●獣医保健看護学分野の研究が貢献すべき多様な問題に対して同分野や異分野の他者と協調しつつ、かつ主体的に取り組むことができる。</p> <p>●動物福祉の精神を尊んだ獣医保健看護学研究者としてふさわしい倫理観が身についている。</p>	<p>獣医保健看護学が貢献できる社会問題に関連する現象や問題に対する科学的な興味、主体性・協調性、倫理観を育成するために、「専門科目」(「獣医関連生命科学総合講義Ⅰ・Ⅱ」)、「演習科目」(「獣医保健看護学特別演習Ⅰ～Ⅳ」「高度動物看護学特別演習」「いきものQOLラボ特別演習」)及び「特別研究」を配置し、グループ学習と個別指導を実施する。学習成果の評価にあたっては、ディスカッションにおける主体性、グループワークにおける意欲や協調的な態度を総合的に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・獣医関連生命科学総合講義Ⅰ・Ⅱ (必修)</li> <li>・獣医保健看護学特別演習Ⅰ～Ⅳ (必修)</li> <li>・高度動物看護学特別演習 (選択)</li> <li>・いきものQOLラボ特別演習 (選択)</li> <li>・特別研究 (必修)</li> </ul>	<p>動物管理者としての視点から動物科学を研究することに対して興味を持つ。主体的で協調的な学習活動を通じて知識や経験を重ねていく向上心と情熱を有する。動物福祉の精神に基づく倫理観を備えている。</p>
<p>D. 技能</p>	<p>●獣医保健看護学分野において、高度な専門的知識を実践で生かすために必要な技能が身につけている。</p> <p>●国内外の学会発表等において、日本語または外国語で、導いた結論を論理的かつ正確に伝える能力が身につけている。</p>	<p>獣医保健看護学分野研究者に必要なコミュニケーション・プレゼンテーションスキル・研究力を育成するために「演習科目」及び「特別研究」を配置する。学習成果の評価にあたっては、科学的なエビデンスに基づいて解析する技能、創造的な問題解決技能、研究発表、論文発表、研究費申請書作成や研究討論を主体的に行えるかどうかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別研究 (必修)</li> <li>・獣医保健看護学特別演習Ⅰ～Ⅳ (必修)</li> <li>・高度動物看護学特別演習 (選択)</li> <li>・いきものQOLラボ特別演習 (選択)</li> <li>・動物インターナショナルキャリア (選択)</li> </ul>	<p>獣医療看護または獣医関連科学分野の技術を習得するために必要な基礎的な手技を習得している。獣医保健看護学専攻において、講義・演習を履修し特別研究を遂行するために必要なコミュニケーションスキルを有する。</p>

ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、及び養成する人材像との相関

獣医学専攻博士課程

<p>養成する人材像</p>	<p>●動物から人へのTranslation Research Mind: One World, One Health, One Medicineに立脚した動物医療のみならず人医療を含めた疾患の新規診断法・治療方法・予防方法を萌芽できる科学的創造力を身につけた次世代ライフサイエンス研究者</p> <p>●感染症学分野・公衆衛生学分野・衛生学分野において関連疾患の原因解明、新規診断法・治療方法・予防方法を萌芽できる科学的創造力、及び疫学分野において関連疾患を解析し、その結果を社会に還元できる科学的創造力を身につけた次世代パブリックヘルスサイエンス研究者</p> <p>●Evidence-Based-Veterinary Medicineを修得した次世代のTailor-Made Veterinary Medicineの担い手となる臨床獣医師・動物看護師及びそれら最先端の獣医療を追究できる次世代クリニカルサイエンス研究者</p>		
	<p>ディプロマ・ポリシー (DP)</p>	<p>カリキュラム・ポリシー (CP)</p>	<p>アドミッション・ポリシー (AP)</p>
<p>A. 知識・理解</p>	<p>●獣医学における課題を見だし解決するための、高度かつ最先端の専門理論を身につけている。</p>	<p>獣医学に関する最新かつ幅広い専門理論を修得させるために「専門科目」及び「特別研究」を配置する。「専門科目」の必修科目（「フロンティア獣医学総合講義Ⅰ・Ⅱ」）に加えて選択科目（「フロンティア獣医学総合講義Ⅲ・Ⅳ」）を履修させることで専門性が高くかつ多角的な知識を涵養する。学習成果の評価にあたっては、講義中の討論や講義ごとに課すレポートで総合的に評価する。          ・フロンティア獣医学総合講義Ⅰ・Ⅱ（必修）          ・フロンティア獣医学総合講義Ⅲ・Ⅳ（選択）          ・特別研究Ⅰ・Ⅱ（必修）          ・ゼミナール（必修）</p>	<p>獣医学を学ぶために十分な基礎知識を身につけている。地域性や文化の違いを理解し、国際的な視点を持つ。博士論文作成に必要な専門的な日本語・英語力を身につけている。</p>
<p>B. 思考・判断・表現</p>	<p>●科学的なエビデンスに基づいて問題・課題の本質を見抜く思考力を身につけている。          ●研究活動における問題・課題の解決のための獣医学研究を計画できる能力を身につけている。          ●研究成果を正確に伝えることができる表現力を身につけている。</p>	<p>研究者に必要な思考力と表現力を修得させるために「演習科目」（「獣医インターナショナルキャリア」「獣医学術プレゼンテーション」）及び「特別研究」を配置する。研究発表、ディスカッション、問題解決に必要なデータ解析、研究計画の作成・実行のプロセスを通じて、研究遂行能力を高める。これらのプロセス全体を学習成果として評価する。          ・獣医学術プレゼンテーション（選択）          ・獣医インターナショナルキャリア（選択）          ・特別研究Ⅰ・Ⅱ（必修）          ・ゼミナール（必修）</p>	<p>身につけた知識・技能に基づいて、獣医学最前線における問題解決のために論理的かつ批評的に考え判断し、その過程と結論を説明できる。</p>
<p>C. 関心・意欲・態度</p>	<p>●獣医学に対する強い関心と研究者としてのグローバルで多角的な視野を身につけている。          ●動物福祉分野における実践と獣医学の研究に関する高い倫理観に基づいて行動することができる。          ●獣医学分野を横断的に俯瞰できる指導者として行動できる能力を身につけている。</p>	<p>獣医学に対する主体的な探究心や多角的な視野、及び動物福祉に対する倫理観を涵養するために「専門科目」（「フロンティア獣医学総合講義Ⅲ・Ⅳ」）「演習科目」（「獣医いきものQOLラボ特別演習」）及び「特別研究」を配置し、学生や複数の教員とのディスカッションを通じた講義、演習を行う。学習成果の評価にあたっては、ディスカッションにおける意欲や協調的な態度を総合的に評価する。          ・獣医いきものQOLラボ特別演習（選択）          ・フロンティア獣医学総合講義Ⅲ・Ⅳ（選択）          ・ゼミナール（必修）          ・特別研究Ⅰ・Ⅱ（必修）</p>	<p>動物福祉の精神に基づく倫理観を備え、獣医学領域のリーダー、次世代後継者として国際社会が直面する問題について高い関心と、問題解決に向けた旺盛な意欲を持つ。</p>
<p>D. 技能</p>	<p>●獣医学に関する最先端の情報に基づいて研究を計画し、成果を得ることができる。          ●科学的なエビデンスを論理的に伝え、考察・討論するためのコミュニケーション・プレゼンテーション技能と表現力を身につけている。</p>	<p>研究者として必要な研究遂行能力、技能を修得させるために、「演習科目」及び「特別研究」を配置し、複数の指導教員及び演習科目担当教員とのディスカッションに基づいた研究計画の立案、研究の遂行、論文作成の演習を行う。学習成果の評価にあたっては、これらのプロセス全体を総合的に評価する。          ・ゼミナール（必修）          ・特別研究Ⅰ・Ⅱ（必修）          ・獣医いきものQOLラボ特別演習（選択）          ・獣医インターナショナルキャリア（選択）          ・獣医学術プレゼンテーション（選択）</p>	<p>研究遂行の基盤となる基礎的な獣医学研究手法とコミュニケーションスキルを有する。</p>

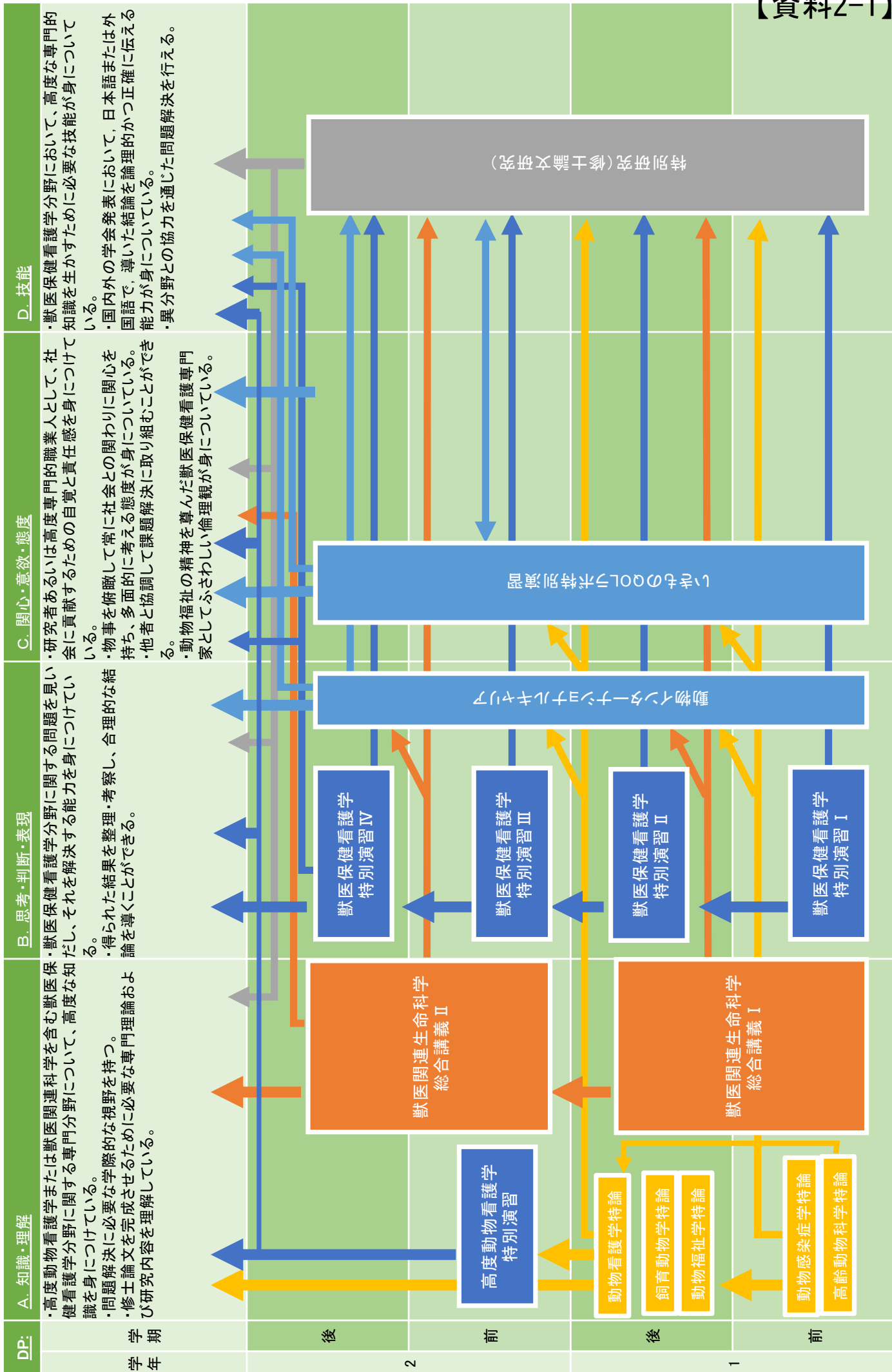
# 獣医学研究科・獣医保健看護学専攻・修士課程：カリキュラムツリー

特別研究

演習科目区分

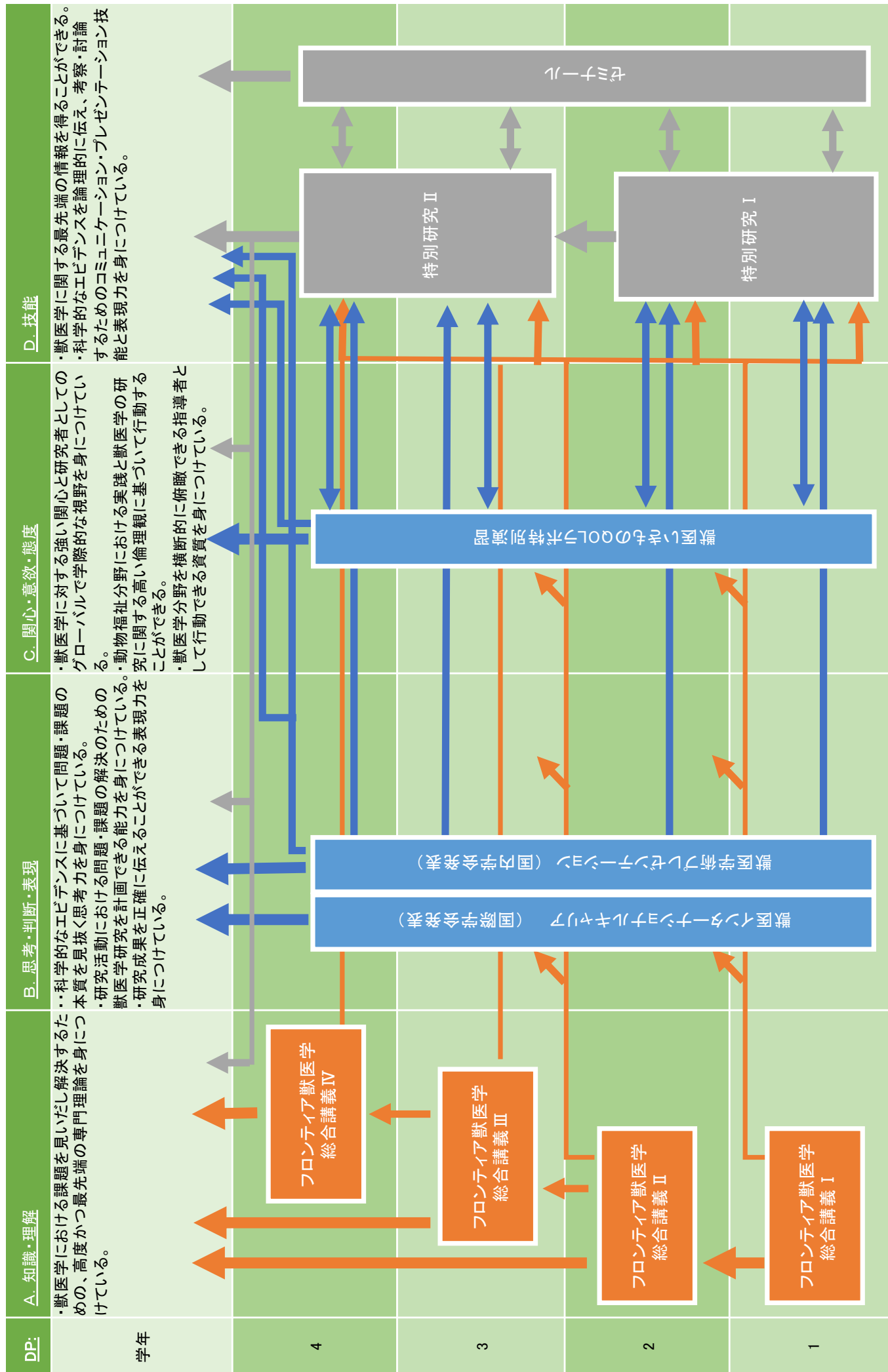
専門科目区分

【資料2-1】



獣医学研究科・獣医学専攻・博士課程：カリキュラムツリー

■ 専門科目区分   ■ 演習科目区分   ■ 特別研究



## 獣医学研究科 学位論文審査基準

(審査体制・審査方法)

修士学位論文

- ・審査委員会は、主査1名及び副査1名以上により構成される。
- ・審査委員会においては、論文審査及び最終試験を行う。

(審査体制・審査方法)

博士学位論文

- ・審査委員会は、主査1名及び副査2名以上により構成される。
- ・学位論文を受理する前に予備審査を行い、学位論文提出の可否を決定する。
- ・審査委員会において、論文審査及び最終試験または学力の確認を行う。

(評価項目)

課程	専攻	審査基準
修士	獣医保健看護学専攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究課題の目的と背景が明確に示されている。</li> <li>・研究方法が具体的に示されている。</li> <li>・研究成果が明確に示され、その解析または分析と考察が適切に行われている。</li> <li>・先行研究を把握し、関連する論文が適切に引用されている。</li> <li>・研究方法や研究成果における独創性・新規性が議論されている。</li> <li>・獣医保健看護学研究分野の学術的な発展に寄与するものである。</li> </ul>
博士	獣医学専攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究課題の目的と背景が明確に示されている。</li> <li>・研究の実施方法が具体的に示されている。</li> <li>・研究結果が明確に示され、その解析と考察が適切に行われている。</li> <li>・先行研究を把握し、関連する学術論文が適切に引用されている。</li> <li>・研究方法や研究成果に新規性が認められる。</li> <li>・研究内容の全てまたは一部が、査読制度のある英文学術誌に論文として掲載済み(あるいは掲載決定)である。</li> </ul>

(評価基準)

上記の評価項目すべてについて、学位論文として水準に達しているものと認められるものを合格とする。

○岡山理科大学成績評価に関する規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学成績評価に関する規程(以下「本規程」という。)は、岡山理科大学(以下「本大学」という。)学則第11条の3に規定する「成績評価基準等の明示等」、第29条第3項に規定する「試験その他」及び同第30条に規定する「学習の評価」を実施する際に必要な事項を定める。

(成績評価の方法・基準の明示)

第2条 授業毎の成績の判定に関しては、シラバス等で到達目標、評価方法と基準をあらかじめ学生に周知し、明示した到達目標の基準に基づき厳正に判定する。

(成績評価の方法)

第3条 成績評価の方法は、試験その他とし、次のとおりとする。

- (1) 各学期末に実施する筆記試験(期末試験など)
- (2) 授業中に実施する筆記試験(小テストなど)
- (3) 完成作品による評価(レポート、ソフトウェアプログラム、芸術作品など)
- (4) 実演による評価(コンピュータの操作、プレゼンテーションスキル、演奏など)
- (5) 観察を通しての評価(受講態度、グループワークにおける貢献、ノートの取り方、コメントカードへの書き込み状況などをルーブリックを用いて評価する)
- (6) 対話を通しての評価(口頭試問など)
- (7) 卒業研究など、上記のうち複数の評価方法を用いる評価(ルーブリックを用いて評価する)
- (8) その他、シラバスに明記した方法による評価

(成績評価の基準)

第4条 成績評価は評点100点をもって満点とし、シラバスに明記された到達目標を基準にして60点以上を合格し、所定の単位を認定する。また、評価に応じてGP(Grade Point)を付与する。

評価	評点	基準	単位認定	GP
S(秀)	90~100	達成目標をほぼ完全に達成しているか、または修得した力を達成目標を超えて展開できる	認定	4
A(優)	80~89	達成目標を十分に達成している	認定	3
B(良)	70~79	達成目標を相応に達成している	認定	2
C(可)	60~69	達成目標を最低限達成している	認定	1
D(不可)	0~59	達成目標を達成していない	不認定	0
E	—	受講・受験せず、または出席数の不足(規定時間数の3分の2を超えていない場合)	不認定	0
O	—	合否のみを判定する科目	認定	—
X	—	合否のみを判定する科目	不認定	—
N	—	科目認定された科目	認定	—

2 GPAの算出は以下のとおりとする。

$$\frac{(Sの単位数) \times 4 + (Aの単位数) \times 3 + (Bの単位数) \times 2 + (Cの単位数) \times 1}{\text{総履修登録単位数}}$$

※小数点第3位以下切り捨て

※総履修登録単位数には、成績評価D、Eの単位数を含む

※成績評価O、X、Nの単位数は、GPA算出に含めない

3 通年制の科目については、前半終了時に成績の中間評価を行い、「H」(現時点では良好)、「I」(努力を要する)、「J」(相当な努力を要する)、「K」(単位修得の可能性なし)で表示し、学習指導上の参考とする。

(成績評価の特例措置)

第5条 不可抗力によって単位修得の認定を受けられなかった者に対しては、受講生の願い出によって、追試験など必要な特例措置を講じなければならない。不可抗力とは次のとおりである。

- (1) 病気
- (2) 不慮の事故及び災害
- (3) 二親等までで死亡及びこれに準ずる場合(事由発生日から起算して一親等は7日以内、二親等は5日以内とする。遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)
- (4) 就職試験
- (5) 公共交通機関の遅延、運休
- (6) その他やむを得ざる事由と教育推進機構長が認めた場合

2 前項各号による願い出は、所定の用紙によることとし、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合には事由証明書を添え、当該授業終了の翌日より5日以内に教育推進機構長に提出しなければならない。

3 特例措置は最終授業日より1週間以内実施し、担当教員は教務課へ成績を報告するものとする。



- 4 特例措置を長期間実施できない場合で特に学部、教職・学芸員委員会が認めるとき、その実施をその科目の最終授業日より1か月以内で延長することができるものとし、学科長、教職支援センター長、学芸員教育センター長は教育推進機構長に願い出なければならない。

(不正行為)

第6条 全ての成績評価の方法において、許可なく不正に、他人の解答を見たり、データ等を盗用(剽窃・盗作)したりする行為及びそれらを幫助する行為は不正行為として禁止する。

- 2 不正行為を行った者に対して、本大学学則第36条の規定により処分する。処分については別に定める。

(成績に関する照会と申し立て)

第7条 成績の評価に対して疑義がある場合は教務課(今治キャンパスは教学・学生支援課)を通じて照会することができる。

- 2 前項の照会の結果に不服がある場合は、成績公表後1週間以内に所定の様式により申し立てをすることができる。

- 3 授業担当教員は、成績評価に用いたエビデンスは、最低5年間保存しなければならない。

(雑則)

第8条 本規程第3条(1)で定める期末試験等を実施する上で必要となる諸事項については、別に定める。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

- 2 岡山理科大学試験規程(平成24年1月1日制定)は令和2年3月31日をもって廃止する。

附 則(令和3年4月1日 決裁)

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

獣医保健看護学専攻・修士：  
 獣医学教育病院等における看護実践や研究を通じてエビデンスに基づいて問題・課題を解決できる高度獣医  
 療看護分野研究者（関連分野：獣医療看護）

科目区分	1年次	単位	必・選	2年次	単位	必・選	取得単位数
専門科目	高齢動物科学特論	2	選				
	動物看護学特論	2	選				
	動物福祉学特論	2	選	獣医関連生命科学総合講義Ⅱ	2	必	10
	獣医関連生命科学総合講義Ⅰ	2	必				
演習科目	獣医保健看護学特別演習Ⅰ	2	必	獣医保健看護学特別演習Ⅲ	2	必	
	獣医保健看護学特別演習Ⅱ	2	必	獣医保健看護学特別演習Ⅳ	2	必	10
				高度動物看護学特別演習	2	選	
特別研究			特別研究	12	必	12	
	1年次単位数合計	12		2年次単位数合計	20		32

獣医保健看護学専攻・修士：  
 パブリックサイエンス・ライフサイエンス分野において学際的な視点から研究の計画・遂行・考察を行うことがで  
 きる獣医関連科学専門家（関連分野：公衆衛生、感染症、公共獣医事、実験動物、生命科学、動物学）

科目区分	1年次	単位	必・選	2年次	単位	必・選	取得単位数
専門科目	動物感染症特論	2	選				
	飼育動物学特論	2	選	獣医関連生命科学総合講義Ⅱ	2	必	8
	獣医関連生命科学総合講義Ⅰ	2	必				
演習科目	獣医保健看護学特別演習Ⅰ	2	必	獣医保健看護学特別演習Ⅲ	2	必	
	獣医保健看護学特別演習Ⅱ	2	必	獣医保健看護学特別演習Ⅳ	2	必	12
	いきものQOLラボ特別演習	2	選	動物インターナショナルキャリア	2	選	
特別研究			特別研究	12	必	12	
	1年次単位数合計	12		2年次単位数合計	20	合計	32

獣医学専攻・博士:

ライフサイエンス分野においてOne World, One Health, One Medicineに立脚した動物医療のみならず人医療を含めた疾患の新規診断法・治療方法・予防方法を萌芽できる科学的創造力を身につけた次世代研究者（関連分野:基礎獣医学・医学・薬学・歯学・獣医学、獣医関連科学）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次	単位 必・選	単位 必・選	取得単位数	
専門科目	フロンティア獣医学総合講義 I	2 必	フロンティア獣医学総合講義 II	2 必	フロンティア獣医学総合講義 IV	2	6	
演習科目			獣医インターナショナルキャリア	1 選			2	
			獣医学術プレゼンテーション	1 選				
特別研究		特別研究 I		特別研究 II	10 必	10 必	20	
			ゼミナール		4 必	4 必	4	
	1年次単位数合計	2	2年次単位数合計	12	3年次単位数合計	2	4年次単位数合計	16
							32	

獣医学専攻・博士:

パブリックヘルスサイエンス分野において関連疾患をグローバルな視点で解析し、その原因解明、新規診断法・治療方法・予防方法を萌芽できる科学的創造力を身につけた次世代研究者（関連分野:公衆衛生、感染症、公共獣医学、疫学）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次	単位 必・選	単位 必・選	取得単位数	
専門科目	フロンティア獣医学総合講義 I	2 必	フロンティア獣医学総合講義 II	2 必	フロンティア獣医学総合講義 III	2 選	6	
演習科目				獣医インターナショナルキャリア	1 選		2	
				獣医学術プレゼンテーション	1 選			
特別研究		特別研究 I		特別研究 II	10 必	10 必	20	
			ゼミナール		4 必	4 必	4	
	1年次単位数合計	2	2年次単位数合計	12	3年次単位数合計	2	4年次単位数合計	16
							32	

獣医学専攻・博士:

クリニカルサイエンス分野をベースにEvidence Based-Veterinary Medicineを修得し最先端の獣医療をグローバルに展開できる次世代研究者（関連分野:獣医療看護、臨床獣医）

科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次	単位 必・選	単位 必・選	取得単位数	
専門科目	フロンティア獣医学総合講義 I	2 必	フロンティア獣医学総合講義 II	2 必	フロンティア獣医学総合講義 III	2 選	6	
演習科目				獣医いきものQOLラボ特別演習	2 選		2	
特別研究		特別研究 I		特別研究 II	10 必	10 必	20	
			ゼミナール		4 必	4 必	4	
	1年次単位数合計	2	2年次単位数合計	12	3年次単位数合計	2	4年次単位数合計	16
							32	

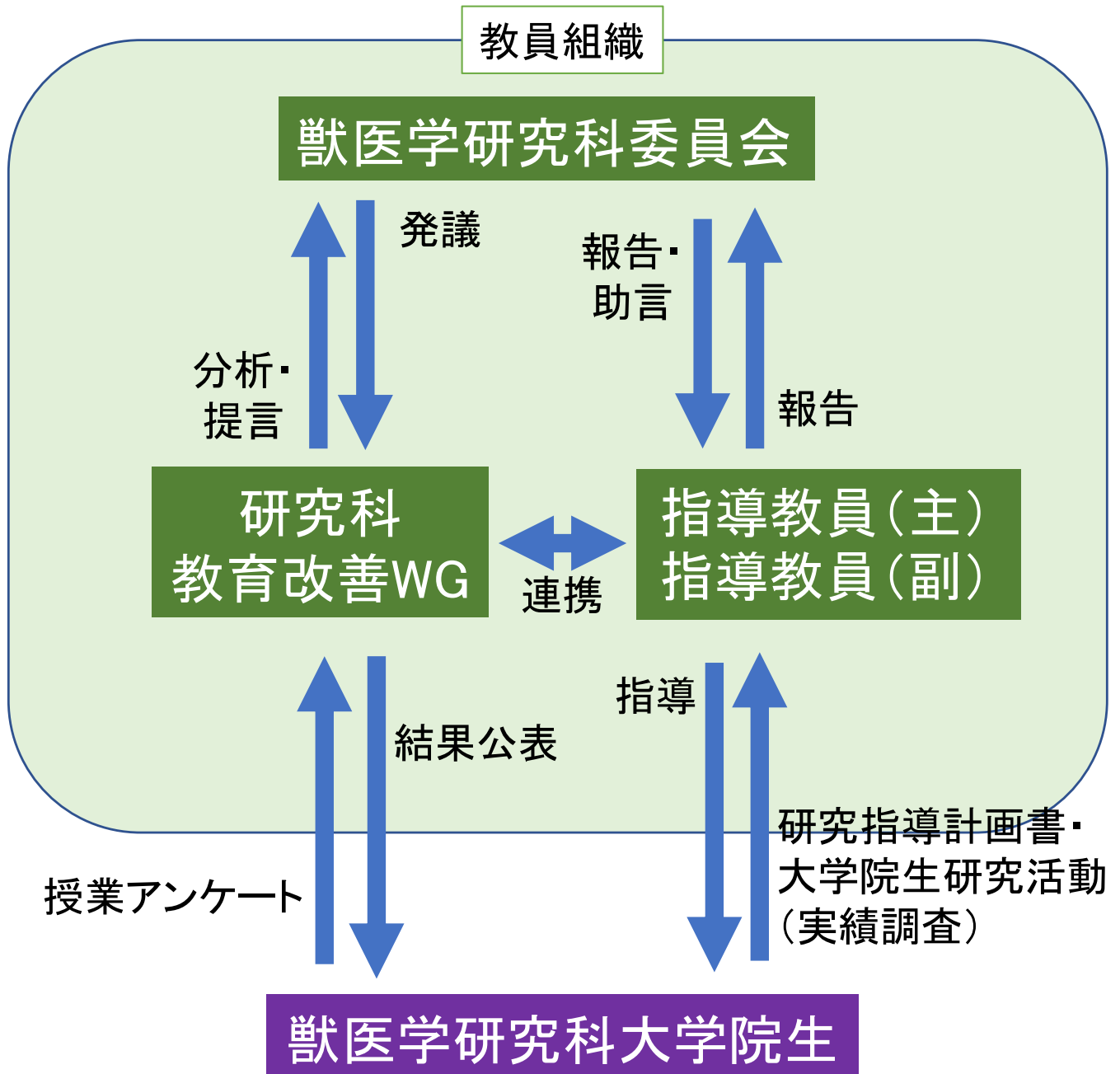
【獣医学研究科獣医保健看護学専攻】カリキュラムチェックリスト

		単位数	必修 選択別	学年・学期	ディプロマポリシーに対する関与の程度 ◎もっとも強く関与、○強く関与			
					A	B	C	D
専門科目	獣医関連生命科学総合講義Ⅰ	2	必修	1通	◎		○	
	獣医関連生命科学総合講義Ⅱ	2	必修	2通	◎		○	
	高齢動物科学特論	2	選択必修	1前	◎			
	動物感染症特論	2	選択必修	1前	◎			
	飼育動物学特論	2	選択必修	1後	◎			
	動物福祉学特論	2	選択必修	1後	◎			
	動物看護学特論	2	選択必修	1後	◎			
演習科目	獣医保健看護学特別演習Ⅰ	2	必修	1前		◎	○	○
	獣医保健看護学特別演習Ⅱ	2	必修	1後		◎	○	○
	獣医保健看護学特別演習Ⅲ	2	必修	2前		◎	○	○
	獣医保健看護学特別演習Ⅳ	2	必修	2後		◎	○	○
	高度動物看護学特別演習	2	選択	2前	◎	○	○	○
	いきものQOLラボ特別演習	2	選択	1・2通			◎	○
	動物インターナショナルキャリア	2	選択	1・2通		◎		○
特別研究	12	必修	1～2通	○	○	○	◎	

【獣医学研究科獣医学専攻】カリキュラムチェックリスト

		単位数	必修 選択別	学年・学期	ディプロマポリシーに対する関与の程度 ◎もっとも強く関与、○強く関与			
					A	B	C	D
専門科目	フロンティア獣医学総合講義Ⅰ	2	必修	1通	◎			
	フロンティア獣医学総合講義Ⅱ	2	必修	2通	◎			
	フロンティア獣医学総合講義Ⅲ	2	選択	3通	◎		○	
	フロンティア獣医学総合講義Ⅳ	2	選択	4通	◎		○	
演習科目	獣医インターナショナルキャリア	1	選択	1・2・3・4通		◎		○
	獣医学術プレゼンテーション	1	選択	1・2・3・4通		◎		○
	獣医いきものQOLラボ特別演習	2	選択	1・2・3・4通			◎	○
特別研究	特別研究Ⅰ	10	必修	1～2通	○	○	○	◎
	特別研究Ⅱ	10	必修	3～4通	○	○	○	◎
	ゼミナール	4	必修	1～4通	○	○	○	◎

# 獣医学研究科 教育点検システム



# 獣医学研究科 修士課程 入学から修了までのスケジュール

1年次		2年次
<p>オリエンテーション（4月） DPと学位論文審査基準の確認 履修計画の作成</p> <p>獣医保健看護学特別演習Ⅰ 研究倫理教育：e-ラーニング 研究指導計画書の作成</p>	春学期	<p>オリエンテーション（4月） DPと学位論文審査基準の確認 既修得単位の確認と履修計画の作成</p> <p>獣医保健看護学特別演習Ⅲ 修士論文研究中間発表会</p>
<p>オリエンテーション（9月）</p> <p>獣医保健看護学特別演習Ⅱ 修士論文研究中間発表会</p> <p>大学院生研究活動（実績調査） 作成・審査</p>	秋学期	<p>オリエンテーション（9月）</p> <p>獣医保健看護学特別演習Ⅳ 修士論文研究要旨の作成</p> <p>修士論文研究発表会・審査</p> <p>大学院生研究活動（実績調査） 作成・審査</p> <p>学位授与式（3月）</p>

# 獣医学研究科 博士課程

## 入学から修了までのスケジュール

1年次	2年次	3年次	4年次
<b>春学期</b>			
<p>オリエンテーション (4月) DPと学位論文 審査基準の確認 履修計画の作成</p> <p>特別研究Ⅰ ゼミナール 研究倫理教育：e-ラーニング 研究指導計画書の作成</p>	<p>オリエンテーション (4月) DPと学位論文 審査基準の確認 履修計画の作成</p> <p>特別研究Ⅰ ゼミナール 研究指導計画書の作成</p>	<p>オリエンテーション (4月) DPと学位論文 審査基準の確認 履修計画の作成</p> <p>特別研究Ⅱ ゼミナール 研究指導計画書の作成</p>	<p>オリエンテーション (4月) DPと学位論文審査 基準の確認 履修計画の作成</p> <p>特別研究Ⅱ ゼミナール 研究指導計画書の作成 博士論文研究 中間発表会</p>
<b>秋学期</b>			
<p>オリエンテーション (9月)</p> <p>特別研究Ⅰ ゼミナール 博士論文研究 中間発表会</p> <p>大学院生研究活動 (実績調査) 作成・審査 (3月)</p>	<p>オリエンテーション (9月)</p> <p>特別研究Ⅰ ゼミナール 博士論文研究 中間発表会</p> <p>大学院生研究活動 (実績調査) 作成・審査 (3月)</p>	<p>オリエンテーション (9月)</p> <p>特別研究Ⅱ ゼミナール 博士論文研究 中間発表会</p> <p>大学院生研究活動 (実績調査) 作成・審査 (3月)</p>	<p>オリエンテーション (9月)</p> <p>特別研究Ⅱ ゼミナール 予備審査委員 会の設置 予備審査</p> <p>博士論文の提出</p> <p>審査委員会設置</p> <p>大学院生研究活動 (実績調査) 作成・審査 (3月)</p> <p>学位授与式 (3月)</p>

岡山理科大学大学院獣医学研究科獣医保健看護学専攻 修士課程 研究指導計画書

【令和 年 月 日作成】

学生番号		フリガナ 学生氏名	
専攻名			
課程・年次	修士課程 年次 (長期履修年計画の年目)	入学年度	令和 年度 ( 月)
出身大学	大学	学部	学科( 年 月 卒業)
研究題目			
指導教員 (主)	印	指導教員 (副)	印
研究計画 (学会発表、論文作成等を含む) : 学生が記入			
		学生署名欄	
研究指導計画 : 指導教員が記入			



## 岡山理科大学大学院獣医学研究科獣医学専攻 博士課程 研究指導計画書

【令和 年 月 日作成】

学生番号		フリガナ 学生氏名		
専攻名				
課程・年次	博士課程 年次 (長期履修 年計画の 年目)	入学年度	令和 年度 ( 月)	
出身大学	学 部	大学 学部 学科 ( 年 月 卒業)		
	修	大学大学院 研究科 専攻 ( 年 月 修了)		
	士	修士論文 題目	学位の名称	
			指導教員名	
研究題目				
指導教員 (主)	印	指導教員 (副)	印 印	
研究計画 (学会発表、論文作成等を含む) : 学生が記入				
		学生署名欄		
研究指導計画 : 指導教員が記入				



## ○岡山理科大学大学院長期履修学生規程

## (趣旨)

第1条 岡山理科大学大学院長期履修学生規程は、岡山理科大学大学院（以下「本大学院」という。）学則（以下「本大学院学則」という。）第5条の2の規定に基づき、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する者（以下「長期履修学生」という。）に関し必要な事項を定める。

## (申請資格)

第2条 長期履修学生として申請できる者は、本大学院の入学予定者及び在学生のうち、次の各号の一に該当し、本大学院学則第5条に定める標準修業年限内の修学が困難な者とする。ただし、標準修業年限の修了予定年次に在学する者を除く。

- (1) 有職者であって、職務上の事情により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (2) 育児、介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) その他特別の事情により、標準修業年限で修了することが困難であると学長が認めた者  
(長期履修期間及び在学年限)

第3条 長期履修学生として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、修士課程は4年を限度として、博士課程（後期）は6年を限度として、年度単位で申請できるものとする。ただし獣医学研究科獣医学専攻の課程では8年を限度とする。

2 長期履修学生の在学期間は本大学院学則第6条に準拠し、休学期間は本大学院学則第35条に準拠する。

## (申請手続)

第4条 長期履修学生を希望する者は、入学予定者においては入学試験要項等で定めた時期に、在学生においては許可を受けようとする年次開始2ヶ月前の本学が定めた時期に、それぞれ次の書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 長期履修申請書（本学所定の様式）
- (2) 長期履修計画書（本学所定の様式）
- (3) 第2条の各号に定める申請資格を証明する書類
- (4) その他、学長が必要と認める書類

## (決定)

第5条 前条の申請については、当該研究科委員会の審議を経て、学長が決定する。

## (授業料等)

第6条 授業料等の納入方法は、別に定める。

## (長期履修期間の変更)

第7条 長期履修学生として入学した者が、許可された長期履修期間の延長または短縮（以下「長期履修期間の変更」という。）を希望する場合は、許可を受けようとする年次開始2ヶ月前の本学が定めた時期に、本学所定の書類を添えて学長に申請しなければならない。ただし、修了予定年次に在学する者の延長の申請はできない。

- 2 前項の申請については、当該研究科委員会の審議を経て、学長が許可する。
- 3 長期履修期間の変更は1年単位で申請できるものとし、本大学院在学中1回に限り許可することができる。
- 4 変更申請が許可された場合における授業料その他納付金の額は、別に定める。

## (長期履修の許可の取消し)

第8条 長期履修学生が本大学院学則及び諸規程に違反したとき、または長期履修に関し虚偽の申請をしたとき、学長は、研究科委員会の審議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

## (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会及び大学協議会の審議を経て学長が行う。

## (その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、当該研究科において定める。

## 附 則

この規程は、令和元年10月29日から施行する。

## 附 則（令和5年2月22日 第11回大学協議会）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

## ○岡山理科大学学位規程

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第1項、第3項及び第4項並びに学位規則(昭和28年文部省令第9号)に基づき、学長が岡山理科大学(以下「本大学」という。)において授与する学位については、岡山理科大学学則及び岡山理科大学大学院学則に定めるもののほか、岡山理科大学学位規程(以下「本規程」という。)において定める。

## (学位の種類)

第2条 本大学において授与する学位は、次のとおりとする。

理学部 学士(理学)  
工学部 学士(工学)  
情報理工学部 学士(情報理工学)  
生命科学部 学士(生命科学)  
生物地球学部 学士(理学)  
教育学部 学士(教育学)  
経営学部 学士(経営学)  
アクティブラーナーズコース 学士(理学)  
学士(工学)  
学士(情報理工学)  
学士(生命科学)  
学士(教育学)  
学士(経営学)  
獣医学部 獣医学科 学士(獣医学)  
獣医学部 獣医保健看護学科 学士(獣医保健看護学)  
理工学研究科 修士課程 修士(理学)  
理工学研究科 修士課程 修士(工学)  
マネジメント研究科 修士課程 修士(マネジメント)  
獣医学研究科 修士課程 修士(獣医保健看護学)  
理工学研究科 博士課程(後期) 博士(理学)  
理工学研究科 博士課程(後期) 博士(工学)  
獣医学研究科 博士課程 博士(獣医学)

## 第3条 削除

## (学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、学部又はアクティブラーナーズコースを卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、次の者に授与する。

- (1) 課程修了による学位については、博士課程(後期)、獣医学研究科にあつては博士課程を修了した者。
- (2) 論文提出による学位については、博士の学位論文(以下「博士論文」という。)の審査に合格し、かつ、岡山理科大学大学院(以下「本大学院」という。)博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを試問により確認された者
- (3) 博士課程(後期)、獣医学研究科にあつては博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前号の規定による。

## 第2章 学士の学位

## (学位記の様式)

第5条 学士の学位記の様式は、別表Iによる。

## 第3章 修士の学位

## (修士論文の提出)

第6条 修士の学位論文(以下「修士論文」という。)は、修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得した者でなければ、これを提出することができない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば、足りるものとする。

## (修士論文の作成)

第7条 修士論文は、研究指導教員の承認と指導の下に作成するものとする。

## (修士論文の提出)

第8条 修士論文は、2部作成し、あらかじめ指定された日時までに当該研究科長に提出するものとする。

る。

(修士論文の審査)

第9条 修士論文の審査は、当該研究科委員会において選出された審査委員によってこれを行う。

2 審査委員は、当該専攻所属の研究指導教員1名を主査とし、副査に当該専攻所属の研究指導教員又は研究指導補助教員1名以上を充てるものとする。ただし、審査において必要のあるときは、副査として当該専攻所属以外の教員等を充てることができる。

(最終試験)

第10条 最終試験は、前条の審査委員が中心となってこれを行う。

(審査の期間)

第11条 修士論文の審査及び最終試験は、当該論文の提出期限後、おおむね1か月以内に終了するものとする。

(審査結果の報告)

第12条 修士論文の審査及び最終試験の結果の可否は、当該研究科委員会の審議を経て、学長に報告する。

(学位記の様式)

第13条 修士の学位記の様式は、別表Ⅱによる。

#### 第4章 博士の学位

##### 第1節 課程修了による学位

(博士論文の提出)

第14条 博士論文は、博士課程(後期)、獣医学研究科にあつては博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者が研究指導教員の承認を得て作成し、在学中に提出するものとする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、本大学院学則第12条第2項各号、獣医学研究科にあつては第12条第3項に基づく年数以上在学すれば博士論文を提出することができる。

(学位授与の申請)

第15条 博士論文は、別記学位授与申請書に論文内容の要旨を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 博士論文は、3部提出するものとする。

(審査の委嘱)

第16条 学長は、博士論文を受理したときは、当該研究科委員会に諮問するものとする。

2 当該研究科委員会は、審査委員会委員を選出する。

3 審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験を行う。

4 審査委員会委員は、当該専攻所属の研究指導教員1名を主査、当該専攻所属の研究指導教員2名以上を副査として、主査と副査を合わせて3名以上の研究指導教員で構成し、審査委員会委員には1名以上の教授を含むものとする。ただし、審査において必要のあるときは、副査に当該専攻所属の研究指導補助教員を加えることができる。

5 審査において必要のあるときは、当該研究科委員会の審議を経て、前項に従って定めた副査以外に、当該研究科所属以外の教員等(外部の者を含む)を副査とすることができる。

(最終試験)

第17条 最終試験は、外国語及び専門分野に関係する内容について行う。

(審査の期間、答申)

第18条 博士論文の審査及び最終試験は、博士論文を受理した後1年以内に終了するものとする。

2 第16条による審査委員会は、審査終了後、直ちに当該研究科長に審査報告書を提出しなければならない。

第19条 前条第2項による審査報告があつた場合、当該研究科長は、当該研究科委員会を招集し、博士論文の審査及び最終試験の結果の可否を審議しなければならない。

2 博士論文の審査及び最終試験の結果の可否は、研究指導教員を構成員とする研究科委員会において構成員の3分の2以上の出席を得て、かつ、出席者の3分の2以上の同意を得るものとする。

第20条 前条において研究科委員会の議長は、論文内容の要旨及び論文の審査結果の要旨に、当該研究科委員会の意見書を添えて学長に答申しなければならない。

(学位の授与)

第21条 学長は、前条の規定による答申に基づき、学位を授与すべき者を決定し、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位記の様式)

第22条 課程修了による博士の学位記の様式は、別表Ⅲによる。

##### 第2節 論文提出による学位

(審査の請求)

第23条 第4条第3項第2号の規定により、博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出して審査を請求することができる。

(学位授与の申請)

第24条 前条の規定により学位を申請する者は、別記学位授与申請書に博士論文、履歴書、論文内容の要旨及び審査手数料(別に定める。)を添え、当該研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

2 博士論文は、3部提出することを要する。

(博士論文及び審査手数料の返付)

第25条 受理した博士論文及び納付した審査手数料は、返還しない。

(審査の内容と手続)

第26条 審査委員会は、論文審査のほか、学力の認定と研究能力に関する試験とを行う。

第27条 学位申請者の博士論文に関する審査等については、前条に定めるもののほか、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第16条及び第17条中「最終試験」とあるのは、「試験」と読み替えるものとする。

(学力の認定)

第28条 第24条による申請があるときは、当該申請をする者について、その専攻分野及び外国語に関する学力の認定を行った上で、審査に付する。

2 専攻分野に関する学力の認定は、試問によって行う。この認定は、博士課程(後期)に所定の年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者と同等以上の学力を有するか否かを基準に行う。

3 外国語に関する学力認定は、試問によって行う。

4 前2項の試問は、口頭又は筆記による。

5 学長は、本条に規定する学力の確認を、当該研究科委員会の審議を経て、他の方法によって行うことができる。

(学力の認定の免除)

第29条 本大学院の博士課程(後期)の所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者については、前条に定める学力の認定を免除することができる。

(研究能力に関する試験)

第30条 研究能力に関する試験は、第17条に規定する最終試験に準じて行う。

(審査結果の報告)

第31条 審査委員会が学位審査の判定を行った結果については、第18条第2項の規定を準用して報告を行う。

2 博士論文の審査及び最終試験の結果の可否については、第19条の規定を準用する。この場合において、第19条中「最終試験」とあるのは、「試験」と読み替えるものとする。

3 学長への答申については、第20条の規定を準用する。

(審査の期間)

第32条 学位申請者の博士論文の審査は、博士論文を受理して、おおむね1年以内に終了するものとする。

(学位の授与)

第33条 学位申請者に対する学位記の授与については、第21条を準用する。

(学位記の様式)

第34条 学位申請者の博士の学位記の様式は、別表Ⅳによる。

第3節 審査要旨の公表等

(学位授与の報告)

第35条 本大学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に、別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨等の公表)

第36条 博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、本大学は、その論文要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第37条 博士の学位を授与された者は、授与の日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「岡山理科大学審査学位論文」と明記してインターネットの利用により公表するものとする。ただし、学位を授与される前に既にインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表するものとする。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

第5章 学位の取消

(学位授与の取消)

第38条 学士、修士又は博士の学位を授与された者で、次の事実があったときは、学長は、学士については当該学部教授会又はアクティブラーナーズコース運営委員会、修士又は博士については当該研究科委員会の審議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法によって学位を授与された事実が判明したとき。

(2) 榮譽を汚辱する行為があったとき。

2 前項の審議は、学士にあつては当該学部教授会又はアクティブラーナーズコース運営委員会、修士又は博士にあつてはそれぞれの研究指導教員を構成員とする研究科委員会において構成員の3分の2以上の出席を得て、かつ、出席者の3分の2以上の同意により、結果を学長に答申するものとする。

#### 第6章 その他

(学位の名称)

第39条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本大学名を付記するものとする。

(学位論文の保存)

第40条 審査を終了した修士学位論文、博士学位論文は、本大学図書館に保存する。

(記録の保存)

第41条 学位を授与したときは、必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、これを教務課において保存する。

2 修士及び博士の学位を授与したときは、論文の審査、試験及び試問の結果の要旨も併せて保存する。

(学位記の再交付)

第42条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を記載した申請書に手数料を添えて学長に願出しなければならない。

2 手数料については、別に定める。

(改廃)

第43条 本規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第44条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成9年12月11日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成16年2月2日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第4条、第14条については従前の規定による。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日 第9回大学協議会）

この改正規程は、令和2年12月23日から施行する。

附 則（令和3年3月15日 決裁）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月28日 決裁）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この改正前に入学した学生は、第2条については従前の規定による。

附 則（令和5年3月1日 決裁）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この改正前に入学した学生は、第2条については従前の規定による。

附 則（令和5年2月22日 第11回大学協議会）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この改正前に入学した学生は、第2条については従前の規定による。



## 修士論文審査・最終試験結果報告書

(獣医学研究科獣医保健看護学専攻)

主査	印		副査	印	
学生番号			氏名		
論文題目					

修士論文審査結果	合格	不合格
論文審査基準との適合性		
審査基準	評価	
	S	A D
	S	A D
	S	A D
	S	A D
	S	A D
	S	A D
修士論文審査所見		

最終試験結果	合格	不合格
学位授与の方針との適合性		
学位授与の方針	評価	
	S	A D
	S	A D
	S	A D
	S	A D
最終試験所見		

記入上の注意) 評価: S 優れている、 A 基準に適合している、 D 基準を満たさない(不合格)

令和 年 月 日

専攻長 殿

指導教員 印

## 予備審査委員会（案）編成について

〇〇〇〇専攻博士論文申し合わせに基づき、下記学生の予備審査委員会（案）を編成していただきたくお願いいたします。

記

氏 名			
予備審査委員会 委員（案）		氏 名	所属大学・職名
	主 査		
	副 査		
	副 査		
	副 査		
	副 査		
	副 査		
論文題目			

令和 年 月 日

〇〇〇〇専攻長 殿

## 予備審査委員会報告書

予備審査委員会委員

教授 〇〇 〇〇 (主査)

教授 〇〇 〇〇

教授 〇〇 〇〇

教授 〇〇 〇〇

教授 〇〇 〇〇

(〇〇大学大学院 〇〇〇研究科)

1. 予備審査対象生

\*〇〇\*D〇〇 〇〇〇〇〇 (〇〇〇〇専攻 3年)

2. 研究題目

3. 予備審査の概要

令和 年 月 日

岡山理科大学大学院 獣医学研究科長 殿

審査委員会

委員長

印

### 博士論文審査報告書

審査対象論文題目 :

専攻名 :

学生番号 :

氏名 :

指導教員

職・氏名 :

論文審査結果 :

学位論文審査所見

論文審査基準との適合性 (裏面に記録)

主	査	_____	_____	印
副	査	_____	_____	印
副	査	_____	_____	印
副	査	_____	_____	印
副	査	_____	_____	印

博士学位論文審査報告書-2	学生番号		氏名	
---------------	------	--	----	--

## 論文審査基準との適合性

審査基準	評 価
•	S    A    D
•	S    A    D
•	S    A    D
•	S    A    D
•	S    A    D

記入上の注意) 評価: S 優れている、 A 基準に適合している、 D 基準を満たさない (不合格)

必ず1枚の用紙に両ページを両面印刷して提出すること

## 最終試験結果報告書

専攻名	学生番号		氏名	
担当者	主査： 副査：			
最終試験結果				
学位授与の方針との適合性				
学位授与の方針			評価	
			S A D	
			S A D	
			S A D	
			S A D	
			S A D	
			S A D	
			S A D	
			S A D	
			S A D	
			S A D	
			S A D	
			S A D	

記入上の注意) 評価: S 優れている、 A 基準に適合している、 D 基準を満たさない(不合格)

最終試験所見
--------

## ○岡山理科大学における研究者の行動規範

平成27年3月26日  
制定

## 趣旨

岡山理科大学（以下、「本大学」という。）は建学の理念「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し、技術者として社会人として社会に貢献できる人材を養成する」に基づき、理工学を中心とした専門分野を修得し、なおかつ社会人としての素養を身につけた人材の養成を目標としている。そして、本大学の教職員、学生など本大学で研究に携わる全ての者（以下、「研究者」という。）は、その目標に向かい、人文・社会科学から自然科学までを包含する全ての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは知識を的確に継承し、利活用する活動に取り組んでいる。その活動と研究成果は社会と共に、社会のためにあり、社会からの信頼と負託を前提として、社会的認知を得ている。

これらを踏まえ、本大学は研究者等が研究活動における公共性と倫理性を重視し、また教育や研究が地域社会や世界に与える影響と責任を自覚して、自ら厳正に律するため、「科学者の行動規範」（平成25年1月25日日本学術会議）に準拠して、本行動規範を制定する。

## I. 研究者の責務

(研究者の基本的責任)

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の姿勢)

2. 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の研究者)

3. 研究者は科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

4. 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

5. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究の利用の両義性)

6. 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

## II. 公正な研究

(研究活動)

7. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

8. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

9. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

10. 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

### Ⅲ. 社会の中の科学

#### (社会との対話)

11. 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

#### (科学的助言)

12. 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

#### (政策立案・決定者に対する科学的助言)

13. 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者のコミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

### Ⅳ. 法令の遵守など

#### (法令の遵守)

14. 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

#### (差別の排除)

15. 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

#### (利益相反)

16. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。



## ○岡山理科大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程

## (目的)

第1条 岡山理科大学研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程（以下、「本規程」という。）は、岡山理科大学（以下、「本大学」という。）において行われる研究者等の研究活動について不正行為の防止及び不正行為が生じた場合、又はその恐れがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「コンプライアンス」とは、法令、本大学の規則、教育研究固有の倫理、その他の規範を遵守することをいう。
- (2) 「研究者等」とは、教職員、学部学生、大学院生、研究生、研究員、その他本大学に在学又は在籍して修学している者、若しくは研究に従事する全ての者をいう。
- (3) 「配分機関」とは、本大学の研究者等が研究費の配分を受けた各省庁、各省庁が所轄する独立行政法人、民間企業及び個人等をいう。
- (4) 「監事」とは、本学の研究活動の不正行為の防止及び対応に関する業務を監査する者をいう。

## (不正行為)

第3条 本規程において「研究活動の不正行為（以下、「不正行為」という。）」とは、本大学研究者等が研究活動を行う場合において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- (4) 二重投稿：他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為
- (5) 不適切なオーサiership：論文著作者を不適切に公表する行為
- (6) 研究費の不正使用・不正受給（以下、「不正使用」という。）：学内規程及び関係法令に逸脱して、研究費等を不正に使用及び受給する行為
- (7) 利益相反行為：産学官連携活動において、研究者等が個人としての利益や責務を優先させて活動したと客観的に思われる行為。ただし、これに関する取扱いは、「岡山理科大学利益相反行為の防止等に関する規程」を適用する。
- (8) その他：本条各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をする行為

2 前項第1号、第2号、第3号を「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」に則して「特定不正行為」と称する。

## (遵守事項)

第4条 研究者等は、研究活動について別に定める岡山理科大学研究者の行動規範を遵守しなければならない。

- 2 研究者等は、本大学が定期的実施する研究倫理教育を受けなければならない。
- 3 研究者等は、外部に発表した研究成果に関して、研究データの正当性の証明手段を確保し、第三者による検証可能性を担保するものとする。そのため実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。研究データの保存については、「岡山理科大学における研究データの保存等に関する取扱要領」に準拠する。
- 4 研究者等は、本大学が実施する「コンプライアンス教育に関する研修」を受講し、その内容を理解した上で、次の事項を記した誓約書に自署し、提出しなければならない。
  - (1) 本大学規則等を遵守すること
  - (2) 不正を行わないこと
  - (3) 規則等に違反して不正を行った場合は、本大学や配分機関の処分及び法的な責任を負うこと
- 5 研究費に係る取引業者は、不正行為を行わないことなどを誓約する本大学指定の「誓約書」を原則、提出するものとする。

## (運営・管理及び防止体制)

第5条 本大学は、研究活動について、不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等を適正に行うため、次に掲げる責任者を定める。

- (1) 最高管理責任者は学長とし、強力なリーダーシップの下、不正行為の防止、研究費等の運営・管理を統括する。

- (2) 統括管理責任者は副学長、副統括管理責任者は事務局長とし、不正行為の防止、研究費等の運営・管理について、コンプライアンス教育や啓発活動など具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認、最高管理責任者に報告する。
- (3) 監事は加計学園監事とし、不正防止に関する整備・運用状況について確認し、意見を述べるとともに内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映もしくは適切に実施されているかを確認する。また、確認した結果について、定期的に報告し、助言を行う。
- 2 前項に定める責任者のもと、研究費の管理・監査の体制整備を目的に、次に掲げる責任者を定める。
  - (1) コンプライアンス推進責任者は、学部、研究科、機構、附属施設（研究部門）の長とし、コンプライアンス教育の実施、研究費の執行・管理等の監督および定期的な啓発活動を行う。そのうえで必要に応じ、実施状況を統括管理責任者及び副統括管理責任者に報告する。
  - (2) コンプライアンス推進副責任者は、学科長、専攻長、大学運営事務部長とし、コンプライアンス推進責任者を補佐し、実効的な管理監督を行い得る体制を構築する。
- 3 第1項に定める責任者のもと、研究倫理の向上を目的に、次に掲げる責任者を定める。
  - (1) 研究倫理教育責任者は、学部、研究科、機構、附属施設（研究部門）の長とし、研究者等を対象に定期的な研究倫理教育を実施する。そのうえで必要に応じ、実施状況を統括管理責任者及び副統括管理責任者に報告する。
  - (2) 研究倫理教育副責任者は、学科長、専攻長とし、研究倫理教育責任者を補佐し、研究倫理教育を実施する。

＜岡山理科大学研究活動の不正行為・研究費の不正使用の防止に関する責任体制図は別紙1参照＞  
(不正防止計画推進部署の設置と役割)

- 第6条 本大学の不正防止計画推進部署（以下、「推進部署」という。）は、研究・社会連携センター、研究・社会連携部及び庶務部とする。
- 2 各推進部署は、次のことを担当する。
    - (1) 研究・社会連携センターは、第3条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第8号を行う。
    - (2) 研究・社会連携部は、第3条第1項第6号及び第8号を行う。
    - (3) 庶務部は、第3条第1項第7号及び第8号を行う。
  - 3 推進部署は、不正行為の防止及び研究者等の適正な執行のため、最高管理責任者の指揮のもと、次のことを行う。
    - (1) 不正防止計画案の策定と見直し
    - (2) 不正防止計画の実施状況の確認
    - (3) モニタリングによる執行状況の検証
    - (4) 研究費の管理に関する各部門、監査室との連携
  - 4 推進部署の他、内部監査は加計学園監査室が行い、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上を図るとともに推進部署と連携し、不正行為の防止に取り組む。

(不正行為の告発・相談窓口)

- 第7条 不正行為に関わる告発、情報提供等のための窓口を置き、学部、研究科、機構、附属施設（研究部門）及び推進部署の長をこれに充てる。
- 2 窓口は、不正行為に関わる告発の受付、相談、情報の整理及び最高管理責任者等への報告を行うものとする。
  - 3 外部からの不正行為に関わる相談・告発窓口は、ホームページ等で公表し、周知する。

＜岡山理科大学研究活動の不正行為告発時の対応に関する体制図は別紙2参照＞

(告発)

- 第8条 不正行為の疑いがあると思われる場合は、原則として、次の各号に掲げる事項を明示して不正行為の疑いについて告発することができる。
- (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする研究者等又はグループ等の氏名又は名称
  - (2) 研究活動上の不正行為の具体的内容
  - (3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする合理的理由
- 2 上記の告発の受付は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などの選択を可能とするが、告発は原則として顕名によるもののみ受け付ける。
  - 3 前項の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(予備調査)

- 第9条 最高管理責任者は、前条の告発等により不正行為の存在の可能性が認められた場合は、速やかに、告発等の合理性、調査可能性について予備調査を行うものとする。
- 2 予備調査は最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者、当該告発に該当する部門のコンプ

ライアンス推進責任者又は研究倫理教育責任者により行うものとする。

- 3 予備調査は、告発者及び調査対象者からの事情聴取並びに通報に関わる書面等に基づき、不正行為の有無及び程度について行うものとし、最高管理責任者は予備調査の結果に基づき、告発等の内容の合理性を確認し本調査を行うか否かを告発等の受付から30日以内に決定するものとする。
- 4 本調査を行わないと判断した場合は、最高管理責任者は、その理由を付し、告発者に通知する。  
(調査委員会)

第10条 最高管理責任者は、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、本調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。

- 2 設置する調査委員会は、最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者、該当部門のコンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者又は専任教員の中から最高管理責任者が指名する者及び公正かつ透明性の確保から、本大学に属さない弁護士、公認会計士等の第三者（以下、「外部有識者」という。）をもって構成する。調査委員は、本大学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 前項において、外部有識者は調査委員の半数以上であることとする。
- 4 調査を開始する前に調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者へ通知する。
- 5 告発者及び被告発者は、調査委員について不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、異議申立てをすることができる。異議申立てがあつた場合、内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合は、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査)

第11条 本調査実施の決定後、調査委員会において本調査が開始されるまでの期間は30日以内とする。

- 2 本調査の開始にあたって、調査委員会は告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求める。
- 3 調査委員会は、本調査の開始後概ね150日以内に調査結果のとりまとめを行うものとする。
- 4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、判定を行うに当たっては被告発者に対し書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 研究費に係る不正使用及び特定不正行為の調査に際しては、以下の点を遵守する。
  - (1) 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受けた場合は、第9条に基づき本調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を告発等を受けた研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。
  - (2) 本調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について告発等を受けた研究費の配分機関及び文部科学省に報告、協議しなければならない。
  - (3) 被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
  - (4) 本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、告発等を受けた研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。
  - (5) 告発等を受けた研究費の配分機関及び文部科学省の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況報告及び本調査の中間報告を告発等を受けた研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。
  - (6) 本調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る告発等を受けた研究費の配分機関及び文部科学省からの資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
  - (7) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与したものが関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を告発等を受けた研究費の配分機関及び文部科学省に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を告発等を受けた研究費の配分機関及び文部科学省に提出する。

<告発等を受けた研究費の配分機関及び文部科学省への報告様式は別紙3参照>

(認定の手続)

第12条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判明したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たつ

ては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

- 4 調査委員会は、第1項及び第2項に定める認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者に報告する。

(認定方法)

第13条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第14条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む。）を速やかに書面により、告発者及び被告発者（被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。）に通知する。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を告発等を受けた研究費の配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合、調査機関は告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第15条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、窓口を通じ、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定の手続については、第12条第2項を準用する。）は、その認定について、前項により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ては、原則として書面により行わなければならない。
- 4 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、告発等を受けた研究費の配分機関及び文部科学省に報告するものとする。また、不服申立ての却下・再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第16条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合、先の調査結果を覆すか否かをその開始の日から起算して50日以内に決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに書面により、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。加えて、告発等を受けた研究費の配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第17条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに次の事項を公表するものとする。ただし、不正行為と認定された論文等が告発前に取り下げられていた場合等相応の理由があると認められた場合は、次の事項の一部を非公表とすることができる。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名、所属及び職名
- (2) 不正行為の内容
- (3) 本大学が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査の方法及び手順
- (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項  
(不正行為に対する措置)

第18条 最高管理責任者は、第12条第1項又は第6項の判定が行われ、不正行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる必要な措置を取らなければならない。

- (1) 調査対象者の教育研究活動の停止勧告
- (2) 告発等を受けた研究費の配分機関及び文部科学省への通知
- (3) その他不正行為の排除のために必要な措置
- (4) 特定不正行為と認定された論文等の取下げの勧告

2 予備調査及び本調査の結果、告発が悪意(被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が本大学に不利益を与えることを目的とする意思。)に基づくものと認定された場合、最高管理責任者は被告発者に対し、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等、適切な処置を行う。

(告発者等及び被告発者の保護)

第19条 研究者等は、不正行為に関わる告発をしたこと、調査に協力したことなどを理由に、当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査の結果申立てに関わる不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉棄損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置を取らなければならない。
- 4 不正行為に関わる告発又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に知り得た秘密を漏らしてはならない。

(懲戒処分)

第20条 最高管理責任者は、本調査の結果、不正行為と認定された場合は、当該不正行為を行った者に対して、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じ、学校法人加計学園就業規則及び学校法人加計学園職員の懲戒処分に関する規程、岡山理科大学学生の懲戒に関する規程に従って、懲戒処分等必要な措置を講ずるものとする。

(内部監査部門)

第21条 本大学における研究費の管理・運営並びに研究費の不正使用の防止等に関する監査(以下、「内部監査」という。)については、監査室を最高管理責任者の指揮する内部監査部門として位置付け、監査室職員が実施する。

- 2 内部監査部門は、監事、監査人、その他の外部の専門家と連携し、定期的な会計書類のチェック及び不正発生日リスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査を実施する他、研究費の管理体制の不備の検証も行う。

(事務)

第22条 研究活動に係る不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、第6条第1項で定める庶務部及び研究・社会連携部が行うものとする。

(雑則)

第23条 本規程に定めるもののほか、研究に係る不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者及び関係者により協議する。

- 2 研究費に係る不正使用及び特定不正行為の告発、調査及び認定の手続き等について本規程に記載のない事項については「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正)」に則して対応するものとする。

(改廃)

第24条 本規程の改廃は、研究・社会連携機構会議及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

本規程は、平成27年4月1日から施行する。

「岡山理科大学研究者の不正行為への対応及び処理に関する規程」は、平成27年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日決裁）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月23日第7回大学協議会）

この改正規程は、令和元年10月23日から施行する。

附 則（令和3年3月31日 決裁）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

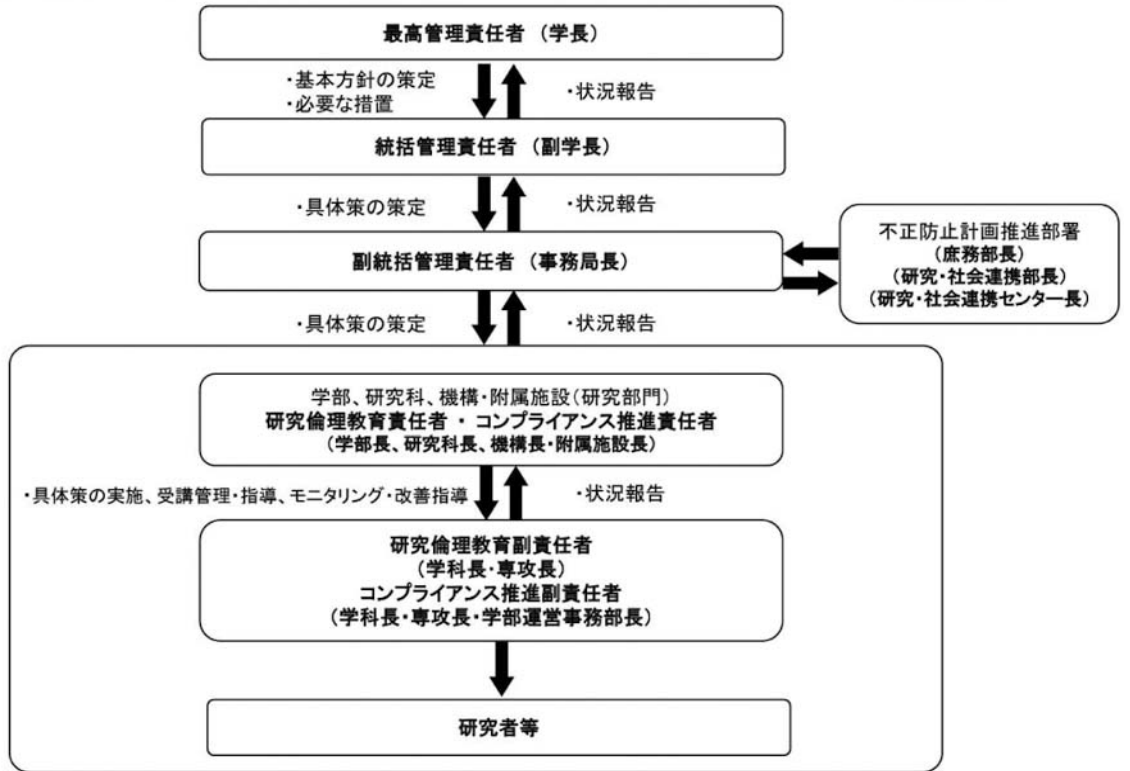
附 則（令和3年11月24日 第8回大学協議会）

この改正規程は、令和3年12月1日から施行する。

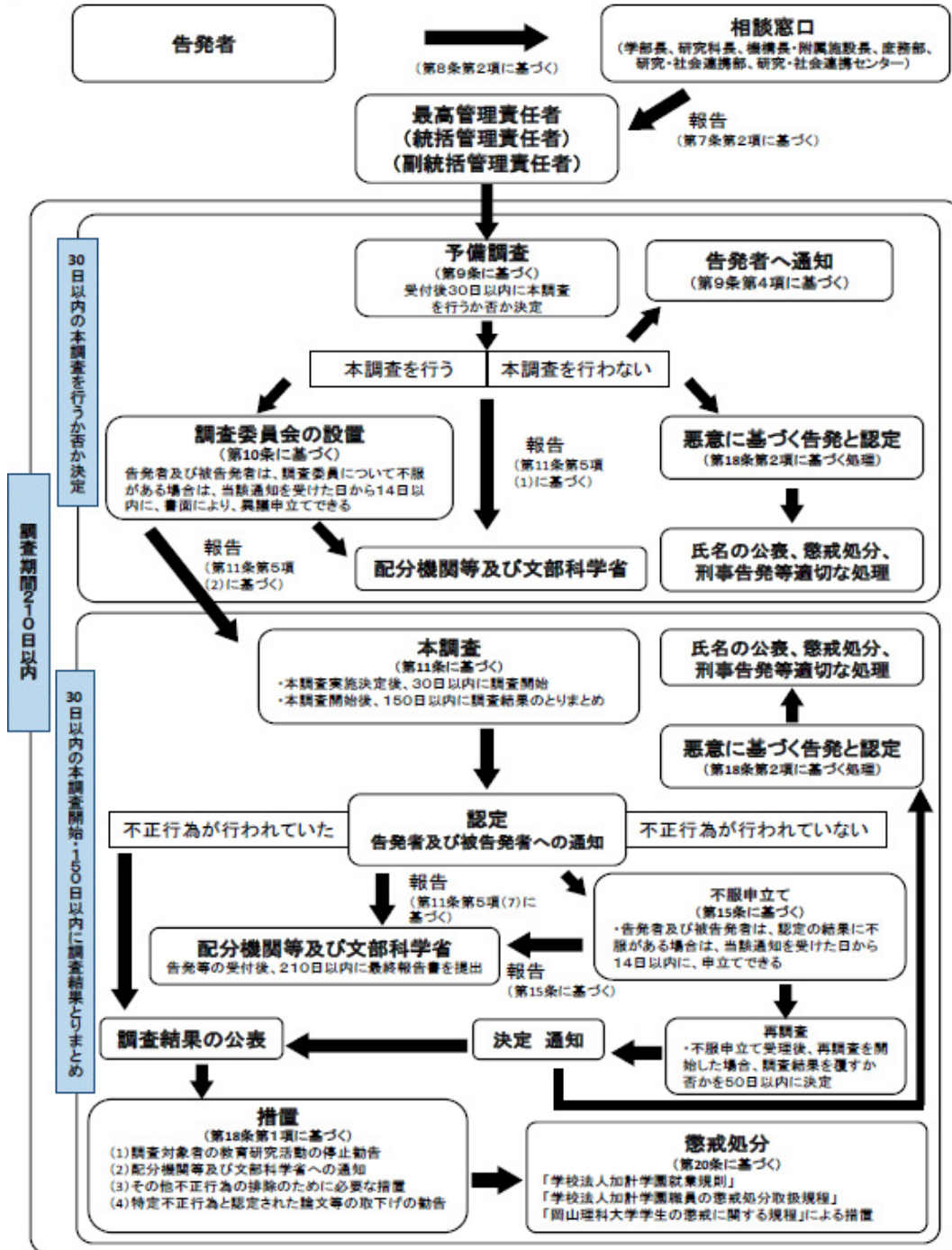
附 則（令和4年4月1日 決裁）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

岡山理科大学 研究活動の不正行為・研究費の不正使用の防止に関する責任体制図



岡山理科大学研究活動の不正行為告発時の対応に関する体制図



※外部からの告発窓口

1. 研究・社会連携部、研究・社会連携センター  
岡山市北区理大町1-1 TEL:086-256-9731 FAX:086-256-9732 E-mail:renkei@office.ous.ac.jp
2. 庶務部  
岡山市北区理大町1-1 TEL:086-256-8431 FAX:086-256-9702 E-mail:syomu@office.ous.ac.jp
3. 弁護士法人 菊池総合法律事務所（学外に置かれている窓口）  
岡山市北区南方1丁目8番14号 TEL:086-231-3535 FAX:086-225-8787



別紙 3

岡理大発第 号  
平成〇年〇月〇日

(配分機関等・文部科学省) 殿

岡山理科大学  
学長 印

〇〇〇の不正等について (報告)

平成〇年度 (競争的資金等の名称) において〇〇〇が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 経緯・概要
  - ※ 発覚の時期及び契機 (※ 「告発 (通報)」 の場合はその内容・時期等)
  - ※ 調査に至った経緯等
- 2 調査
  - (1) 調査体制
    - ※ 調査委員会の構成 (第三者 [当該機関に属さない弁護士、公認会計士等] を含む調査委員会の設置)
  - (2) 調査内容
    - ※ 調査期間
    - ※ 調査対象 (対象者 (研究者・業者等)、対象経費 [物品費、旅費、謝金等、その他])
    - ※ 当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。
    - ※ 調査方法 (例: 書面調査 [業者の売上げ元帳との突合等]、ヒアリング [研究者、事務職員、取引業者等からの聴き取り] 等)
    - ※ 調査委員会の開催日時・内容等
- 3 調査結果 (不正等の内容)
  - (1) 不正等の種別
    - ※ 例: 架空請求 [預け金、カラ出張、カラ雇用]、代替請求等捏造、盗用、改ざん
  - (2) 不正等に関与した研究者 (※ 共謀者を含む。)

氏 名 (所属・職 (※現職))	研究者番号

(3) 不正等が行われた研究課題（該当する研究課題分作成）

研究種目名		研究期間			
研究課題名					
研究代表者氏名（所属・職（※現職））					
研究者番号					
交付決定額又は委託契約額					（単位：円）
平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職）・研究者番号））					

(4) 不正等の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること。）

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正等に支出された競争的資金等の額及びその使途
- ・ 私的流用の有無

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

(6) 不正等に支出された競争的資金等の額（該当する研究課題ごとに該当する年度分作成）

平成 年度（内訳） （単位：円）

費 目	交付決定額 又は 委託契約額		実績報告額	適正使用額	不正使用・不適切 使用額
物品費	—				
旅費	—				
謝金等	—				
その他	—				
直接経費計					
間接経費					
合 計					

※ 該当する研究課題ごとに該当する年度分作成

4 不正等の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。）

- (1) 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制
- (2) 発生要因（※可能な限り詳細に記載すること。）
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

（例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等）

## ○岡山理科大学における研究倫理教育に関する申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは、岡山理科大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程（以下、「規程」という。）第4条第2項に基づき、岡山理科大学（以下、「本大学」という。）の研究倫理教育の内容等について必要な事項を定める。

(研究倫理教育の内容)

第2条 規程第2条第2号で定められた受講対象者が受講する研究倫理教育の内容は以下のとおりとする。

- (1) 教職員：別表に定めるAPRIN eラーニングプログラム（以下、「eラーニングプログラム」という。）を受講する。
- (2) 学部学生：1年次科目「フレッシュマンセミナー」で実施する研究倫理教育の講義を受講する。但し、6年課程の学科にあっては、5年次にも大学院生が受講するプログラムを受講する。なお、実験実習などにおいては、必要に応じて担当教員が研究倫理教育を行うものとする。
- (3) 大学院生：別表に定めるeラーニングプログラムを受講する。
- (4) 研究生：別表に定めるeラーニングプログラムを受講する。
- (5) 研究員：受入れ教員が受講するプログラムを受講する。
- (6) 前5号以外の者で本学において研究に従事する者：教職員が受講するプログラムのうち、該当するプログラムを受講する。
- (7) 研究補助者として勤務する兼務職員及び派遣社員：研究者と同様のeラーニングプログラムを受講する。

2 規程第2条第2号その他本大学に在学又は在籍して修学している者のうち、科目等履修生、委託生、教職特別課程および留学生別科に在学又は在籍している者は受講対象から除くものとする。

(研究倫理教育の受講期間)

第3条 研究倫理教育は、大学全体で実施する年度に合わせて受講する。受講期間を原則5年ごとに設ける。ただし、教育内容等の見直しや文部科学省等の通知等により、受講期間を変更する場合がある。

(新規採用者の研究倫理教育の取扱い)

第4条 本大学採用前に所属していた研究機関等において、eラーニングプログラムを受講した者のうち、本大学で定めた単元を5年以内に全て受講していた者については、修了証の提出をもって、本大学における研究倫理教育を受講したものとみなす。

2 本学が定める研究倫理教育を受講していない者については、採用時に受講する。

3 採用後は、第3条に従い受講する。

(研究倫理教育の受講管理)

第5条 研究倫理教育の受講管理は、研究・社会連携部が行う。

(改廃)

第6条 この申合せの改廃は、研究・社会連携機構会議及び大学協議会の審議を経て学長が決定する。

附 則

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日決裁)

この改正申合せは、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月1日 決裁)

この改正申合せは、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日 決裁)

この改正申合せは、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月25日 第10回大学協議会)

この改正申合せは、令和5年4月1日から施行する。

別表

岡山理科大学 APRIN eラーニングプログラム 受講カリキュラム

単元名	生命医科学系研究者コース	理工系研究者コース	人文社会科学 (非実験系) 研究者コース	動物実験コース (注)	事務職員コース	大学院生コース
JST (生命医科学系) 7単元 公的研究費の取扱い 責任ある研究者の行為について 研究における不正行為 データの扱い 共同研究のルール オーサiership 盗用と見なされる行為	○					

JST（理工系）7単元 公的研究費の取扱い 研究不正 工学研究におけるデータの管理上の倫理問題 責任あるオーサーシップ 理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー 理工学分野における共同研究 研究者・技術者の社会的責任と告発		○				
利益相反	○				○	
理工学分野における利益相反		○				
JST（人文系）5単元 公的研究費の取扱い 研究活動における不正行為 人文学・社会科学分野における盗用 共同研究とオーサーシップ ピア・レビューと利益相反			○			
動物実験の基礎知識				○		
動物実験の実施にあたり配慮すべきこと				○		
公的研究費の取扱い					○	
責任ある研究行為ダイジェスト						○
大学等における安全保障輸出管理	○	○	○		○	○

（注）動物実験を行う研究者及び大学院生は「動物実験の基礎知識」、「動物実験の実施にあたり配慮すべきこと」の2単元を追加して受講する。

# 獣医学部

獣医保健看護学科(4年)

ライフサイエンス分野

公共獣医事分野

獣医療看護分野

獣医学科(6年)

ライフサイエンス分野

公共獣医事分野

医獣連携獣医分野

獣医関連科学分野

ライフサイエンス分野

パブリックヘルスサイエンス分野

高度獣医療看護分野

クリニカルサイエンス分野

獣医保健看護学専攻  
修士課程(2年)

獣医学専攻 博士課程(4年)

【資料19】

# 大学院獣医学研究科

## ○岡山理科大学入学者選抜規程

(目的)

第1条 この規程は、岡山理科大学（以下「本大学」という。）学則第15条第2項に基づき、入学者選抜の実施に関し必要な事項を定める。

(実施方針)

第2条 本大学の入学者選抜は、関係法令等の規定及び通達等に基づき、また本大学の入学者受入れの方針に基づき、適正な手続きにより厳正に行うものとする。

(公正性の確保)

第3条 入学者選抜に関わる者は、情報の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう行為や個別に受験者及びその関係者と接触するなど、入学者選抜の公正性の確保に疑惑を抱かれるような行為は、厳に慎まなければならない。

(実施体制)

第4条 入学者選抜を円滑に実施するため、本大学に試験実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

2 実施本部は次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 入試広報センター長
- (6) 大学事務局長
- (7) 入試広報部長
- (8) 学長が指名する者

(実施本部の業務)

第5条 実施本部は次に掲げる事項を業務とする。

- (1) 本大学の入学者選抜業務の執行と総括的な対応
- (2) 試験当日の緊急事態等発生時の対応に関する協議及び当該緊急事態への対処  
(本部長及び副本部長)

第6条 実施本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は学長をもって充て、本大学の入学者選抜業務を総括する。
- 3 副本部長は入試広報センター長、入試広報部長をもって充て、本部長を補佐する。  
(入学者選抜の実施区分)

第7条 入学者選抜は、本大学の入学者受入れの方針に基づいた区分で実施する。

(入学者の選抜方法等の審議)

第8条 入学者の選抜方針、選抜方法、入試日程等を審議するため、岡山理科大学入試委員会（以下「入試委員会」という。）を置く。

- 2 入試委員会に関して必要な事項は、別に定める。
- 3 大学院入学者の選抜方針、選抜方法、入試日程等については、大学院委員会で審議する。  
(問題作成及び採点)

第9条 入学者選抜問題の作成及び採点を適正に実施するため、教科・科目ごとに問題作成・採点責任者（以下「責任者」という。）を置く。ただし、大学院においては専攻ごとに置く。

- 2 責任者は入試広報センター長が指名し、問題作成会議（以下「問作会議」という。）を組織する。
- 3 問作会議は入学者選抜問題等の作成及び採点等に関する業務を実施する。
- 4 問作会議に関して必要な事項は、別に定める。  
(入学者合否判定原案の作成)

第10条 入学者選抜における合否判定原案は、入試広報センターが作成する。  
(合否判定)

第11条 入学者選抜における合否判定及びそれに関連する重要事項を審議するため、岡山理科大学入学委員会（以下「入学委員会」という。）を置く。

- 2 入学委員会に関して必要な事項は、別に定める。
- 3 入学者選抜における合否判定は、合否判定原案に基づき、入学委員会、学部教授会の議を経て、学長が決定する。
- 4 大学院入学者選抜における合否判定は、合否判定原案に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。
- 5 新設される学部、学科、コース、研究科、専攻等の入学者選抜における合否判定は、合否判定原案に

基づき、学長が定める組織の議を経て、学長が決定する。

(事務)

第12条 入学者選抜に関する事務は、入試広報部が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則 (令和3年8月25日 第5回大学協議会)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。



## 岡山理科大学大学院獣医学研究科 教員組織の編制方針

## 教員組織の編制方針

獣医学研究科の教員組織の編制およびその運用にあたっては、岡山理科大学大学院担当教員の資格審査等に関する規程に基づき、教育研究上の目的および方針（ポリシー）の実現のために、以下の事項を遵守するものとする。

1. 構成員は、博士の学位またはこれと同等以上の能力や経験を有するものとする。
2. 基礎となる分野の学士課程，修士課程および博士課程の体系性を踏まえた専攻および専門領域に相応しい教員を配置する。
3. 修士課程は，専門領域における専門科目，演習科目を教授することができ，かつ，学会発表や論文執筆などを通して，修士論文作成指導を行える者で構成する。
4. 博士課程は，専門領域における高度な理論および先端技術について教授することができ，かつ，学会発表や論文執筆などを通して，博士論文作成指導を行える者で構成する。
5. この方針の改廃は，獣医学研究科委員会（専任教授）で決定する。
6. 本方針は，令和6年4月1日より施行する。

## ○岡山理科大学大学院担当教員の資格審査等に関する規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学大学院担当教員の資格審査等に関する規程（以下、「本規程」という。）は、岡山理科大学大学院学則第23条第2項に定める研究科委員会を構成する大学院担当教員の資格審査等に関して必要な事項を定める。

(教員区分)

第2条 大学院を担当する教員を、研究指導教員と研究指導補助教員に区分する。

2 研究指導教員とは、研究上の業績や優れた知識、経験をもとに、修士論文又は博士論文に係る研究の指導・助言などを行う教員をいう。

3 研究指導補助教員とは、前項の研究指導教員が行う研究指導を補助する教員をいう。

(修士課程担当者の資格)

第3条 修士課程を担当する研究指導教員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 修士課程を担当する研究指導補助教員は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、教育研究上の指導能力を有すると認められる者とする。

(博士課程担当者の資格)

第4条 理工学研究科博士課程（後期）又は獣医学研究科博士課程（以下、「博士課程」という。）を担当する研究指導教員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 博士課程を担当する研究指導補助教員は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力を有すると認められる者とする。

3 博士課程を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一専攻に限り、修士課程の担当教員のうち前2項の資格を有する者がこれを兼ねることができる。

(担当資格の審査)

第5条 修士課程における研究指導及び研究指導補助の担当資格審査は、修士課程構成員のうち、研究指導教員である専任教授の3分の2以上の出席による当該研究科委員会にて行い、無記名投票により、出席者の3分の2以上の可をもって担当可と判定する。

2 博士課程における研究指導及び研究指導補助の担当資格審査は、各専攻にて候補者を選出したのち、その候補者に対して博士課程構成員のうち研究指導教員である専任教授の3分の2以上の出席による当該研究科委員会にて行い、無記名投票により、出席者の3分の2以上の可をもって担当可と判定する。

(決定)

第6条 前条の審査において担当可と判定された教員の大学院担当については、大学協議会の審議を経て学長が決定する。

(その他)

第7条 本規程に定めるもののほか、大学院担当教員の資格審査に関して必要な事項は、各研究科委員会が別に定める。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、大学院委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

1 本規程は、令和元年5月22日より施行し、平成31年4月1日より適用する。

2 「大学院専任教授による研究科委員会申し合わせ（平成17年7月21日承認）」は平成31年3月31日をもって廃止する。

附 則 （令和5年6月22日 決裁）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

## ○岡山理科大学教員個人評価実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山理科大学（以下「本学」という。）における、教員個人の教育研究活動等の点検・評価（以下「教員個人評価」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教員個人評価は、自己の諸活動を振り返って自己点検・評価することにより、教員の意識改革を促し、もって教育研究等の質を向上させることを目的とする。

(対象者)

第3条 教員個人評価の対象者は、本学の専任教員とする。ただし、特任教授及び特担教授を除く。

(領域)

第4条 教員個人評価は教員の業務全般を対象とし、次の4つの領域に区分する。

- (1) 教育・学生支援
- (2) 研究
- (3) 社会貢献
- (4) 管理運営

2 前項に関わらず、獣医学部において診療に関わる教員については「臨床」を含めた5つの領域に区分する。

(構成)

第5条 教員個人評価は、教員個人が行う「教員自己点検・評価」と当該教員の所属する部局が行う「部局個人評価」で構成する。

(実施)

第6条 教員自己点検・評価は「目標管理型」とし、毎年実施する。

2 過去2カ年の教員自己点検・評価に基づき、部局の長の責任において部局個人評価を2年に一度実施する。

3 教員自己点検・評価及び部局個人評価を実施する際に必要な事項は、実施要領として別に定める。

(部局別委員会)

第7条 部局個人評価を実施するため、部局に部局別教員個人評価実施委員会（以下、「部局別委員会」という。）を置く。

2 部局別委員会の委員長には部局の長をあて、委員は委員会が指名する。

3 部局別委員会は以下の手順で部局個人評価を行う。

- (1) 部局における評価基準と評価方法を定める。
- (2) 評価基準と評価方法に従って所属教員の評価案を作成する。案を作成する際、必要があれば教員に対して事情聴取や事実確認を行う。
- (3) 委員長は、作成した評価案を当該教員に通知する。
- (4) 通知された評価案に不服がある教員からの申し立てを受け付け、評価の調整を行う。
- (5) 部局における評価案を確定し、部局個人評価実施年度の6月末までに教員個人評価報告書を学長に提出する。

(全学委員会)

第8条 学長に提出された評価案の点検及び部局間調整を実施するため、全学教員個人評価実施委員会（以下、「全学委員会」という。）を置く。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

(部局個人評価の決定)

第9条 学長は、全学委員会における評価案の点検・調整を経て、部局個人評価を決定する。

(評価結果の利用)

第10条 決定された評価結果は、教員の昇任や、個人研究費の傾斜配分に反映させる。

(事務)

第11条 教員個人評価に関する事務は、企画課が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、教員個人評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

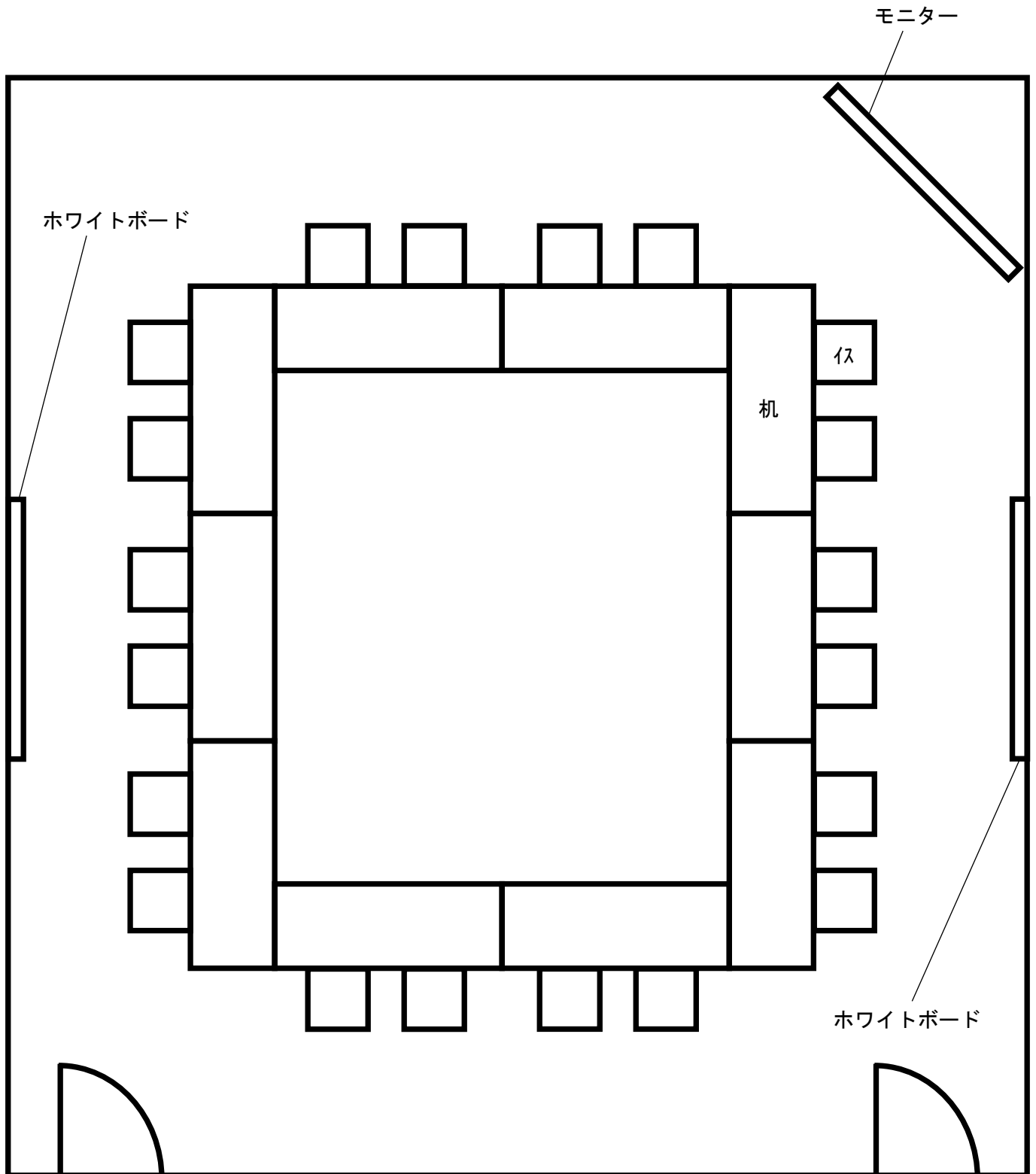
附 則（平成30年10月25日）

この規程は、平成30年10月25日から施行する。

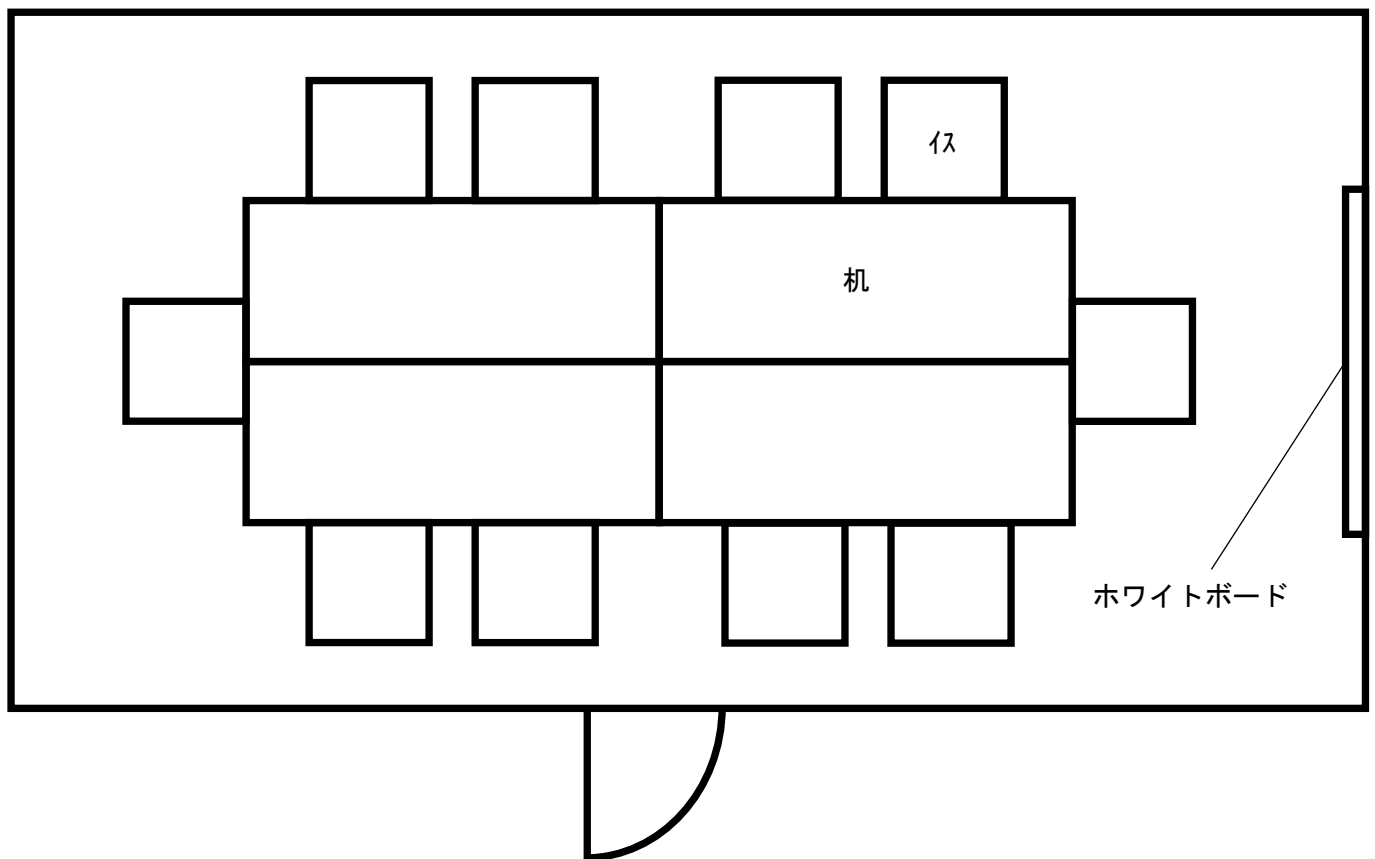
附 則（令和元年6月25日決裁）  
この改正規程は、令和元年6月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年2月24日 第11回大学協議会）  
この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

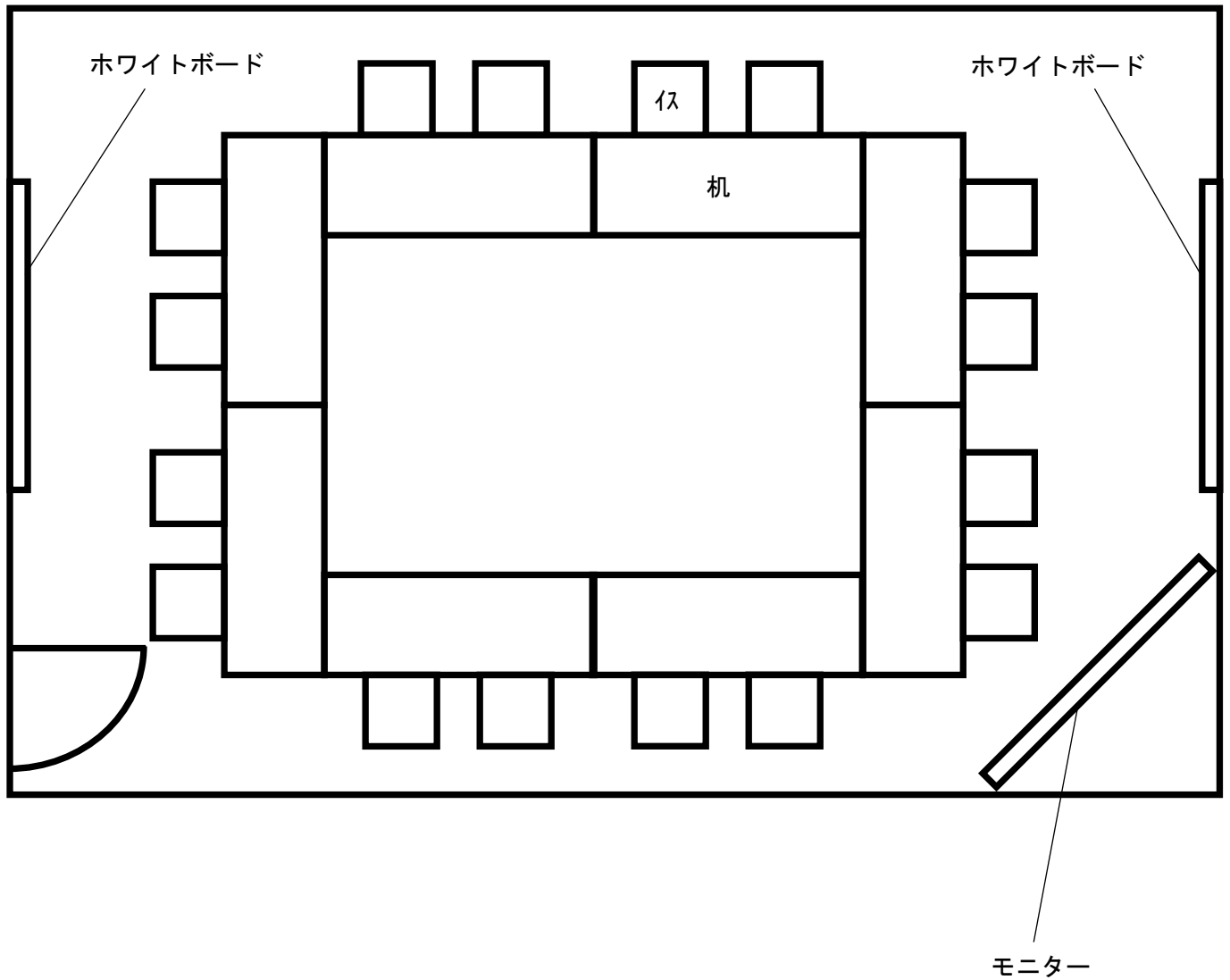
獣医学研究科 獣医保健看護学専攻 修士課程 大学院生室 (54.14 m<sup>2</sup>)  
獣医学部棟 6階会議室



獣医学研究科 獣医保健看護学専攻 修士課程 大学院ゼミ室 (20.01 m<sup>2</sup>)  
獣医学部棟7階倉庫



獣医学研究科 獣医学専攻 博士課程 大学院生室兼ゼミ室 (32.40 m<sup>2</sup>)  
獣医学教育病院棟 4階会議室





## ○岡山理科大学学長、副学長、学部長及び研究科長の職務規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学学長、副学長、学部長及び研究科長の職務規程（以下「本規程」という。）は、岡山理科大学学長、副学長、学部長及び研究科長の職務について定める。

(学長)

第2条 学長は、本大学を代表し、教育研究並びに管理運営に関わる全ての校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長)

第3条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。学長不在のときは学長の職務を代行する。

2 学長は、次の職務について担当する副学長を置くことができる。

- (1) 教育及び研究に関すること
- (2) 管理運営に関すること
- (3) 学生支援に関すること
- (4) 地域連携及び社会貢献に関すること
- (5) 国際化に関すること
- (6) 大学改革に関すること
- (7) その他全学的重要事項に関すること

(学部長)

第4条 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

2 学部長は、学部教授会の議長として、学則第61条第3項に定める事項について審議し、学長に意見を述べる。

3 学部長は、学部教授会の議長として、学則第61条第4項に定める教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ意見を述べる。

4 学部長が不在のとき、前各項の職務は、学長が指名する学部長職務代行者が行う。

5 学長が必要と認めるときは、学部長を補佐するため、学部に副学部長を置くことができる。

6 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第5条 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

2 研究科長は、研究科委員会の議長として、大学院学則第23条第3項に定める事項について審議し、学長に意見を述べる。

3 研究科長は、研究科委員会の議長として、大学院学則第23条第4項に定める教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ意見を述べる。

4 研究科長が不在のとき、前各項の職務は、学長が指名する研究科長職務代行者が行う。

5 学長が必要と認めるときは、研究科長を補佐するため、研究科に副研究科長を置くことができる。

6 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第6条 その他、学長は大学運営上の必要に応じて職位を置くことができる。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成7年2月23日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年9月19日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

## ○学校法人加計学園大学学長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人加計学園が設置する大学の学長の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の基準)

第2条 学長は、人格が高潔で学識が優れ、教育研究に関し識見を有する者で、かつ、建学の理念を継承する者であり、理事会の方針に基づきリーダーシップを発揮し、責任を持つて的確な大学運営を行うことができる者でなければならない。

(任期)

第3条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。再任の場合の任期は2年とする。

2 任期の途中で、辞任その他の事由により学長を選考するときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。後任者が次の学長選考の結果、学長に就任したときは新任と見なして前項を適用する。

(選考の時期)

第4条 学長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出て受理されたとき。
- (3) その他の事由により学長が欠員になったとき。

2 学長選考は前項第1号の場合は、任期満了の3ヶ月前までに、その他の場合は選考の事由発生後、速やかに行うものとする。

(選考の方法)

第5条 学長選考は、学長選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。

(選考委員会の構成)

第6条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長が指名する理事 若干名
- (2) 学長を選考する大学の副学長
- (3) 学長を選考する大学の学部長
- (4) 学長を選考する大学の事務局長
- (5) 法人本部事務局長
- (6) その他理事長が指名する者若干名

2 選考委員が学長候補者として推薦された場合は、選考委員を退く。

(選考委員会委員長)

第7条 選考委員会の委員長は、互選による。

(学長候補者の推薦)

第8条 選考委員会の委員長は、選考委員に学長候補者の推薦を求める。

2 委員長は前項に定める選考委員からの学長候補者の推薦のほか、当該学長選考に係る大学が別に定める手続きに基づく学長候補者の推薦を受け付けることができる。

3 委員長は同条第1項及び第2項の推薦については、以下の書類を求める。

- (1) 学長候補者推薦書
- (2) 学長候補者経歴書
- (3) 所信表明書

(候補者の選考)

第9条 選考委員会は、前条により推薦された者の中から第2条に定める選考基準に基づく適任者3名以内を選考し、理事長に上申する。

2 理事長は、上申書に基づき、学長選考の原案を作成し、理事会に諮る。

(学長の決定)

第10条 理事会は、第9条に基づき選考された候補者の中から学長を決定する。

(学長の任命)

第11条 理事長は、理事会の決定に基づき学長を任命する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会が行う。

(その他)

第13条 この規程の実施において必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月27日 第5回理事会)

この改正規程は、令和3年7月27日から施行する。

○岡山理科大学副学長選考規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学副学長選考規程（以下、「本規程」という。）は、副学長の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(推薦)

第2条 学長は、適任と思われる者を副学長候補者に指名し、理事会に推薦する。

(任命)

第3条 理事会は、学長の推薦に基づき副学長を決定し、理事長がこれを任命する。

(任期)

第4条 副学長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、辞任しなければならない。なお、次期学長が就任するまで、その職務を代行する。

- (1) 学長が辞任したとき。
- (2) 辞任を申し出て受理されたとき。
- (3) 学長から辞任を勧告されたとき。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成6年7月18日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成7年2月23日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

## ○学校法人加計学園大学院研究科長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人加計学園が設置する大学における各研究科の研究科長（以下「研究科長」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の基準)

第2条 研究科長は、学識に優れ、大学院の運営を通じて、建学の理念の実現に努める者でなくてはならない。

2 研究科長は、当該研究科委員会の構成員で専任教授とし、任期終了以前に定年に達しない者とする。

(任期)

第3条 研究科長の任期は、2年とする。ただし、新研究科設置に伴う新研究科長の任期は、既設研究科長の改選期に併せて1年とすることができる。なお、次条第2号及び第3号の場合には、前任者の残任期間とする。

2 研究科長は、再任を妨げない。

(選考の時期)

第4条 研究科長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任を申し出て受理されたとき。
- (3) その他の事由により研究科長が欠員になったとき。

2 研究科長選考は前項第1号の場合は、任期満了の2ヶ月前までに、その他の場合は選考の事由発生後、速やかに行うものとする。

(選考の方法)

第5条 研究科長は、基礎となる学部の学部長をもって充てるものとする。

但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科長選考委員会（以下「選考委員会」という。）で研究科長の選考を行う。

- (1) 基礎となる学部が複数ある場合
- (2) 学部長が研究科委員会構成員でない場合
- (3) 学部長が研究科長を兼ねることにより、学部長の職務遂行に支障があると学長が判断した場合

(選考委員会の構成)

第6条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究科長を選考する大学の学長
- (2) 研究科長を選考する大学の副学長
- (3) 研究科長を選考する大学の事務局長

2 前項により指名された委員に、理事長の指名する委員を加える。

3 選考委員が研究科長候補者として推薦された場合は、選考委員を退く。

(選考委員会委員長)

第7条 選考委員会の委員長は、互選による。

(研究科長候補者の推薦)

第8条 選考委員会の委員長は、選考委員に研究科長候補者の推薦を求める。

2 選考委員は、研究科長候補者推薦書に推薦理由を記入して委員長に提出する。

(候補者の選考)

第9条 選考委員会は、第2条に定める選考基準に基づく研究科長候補者2名以内を選考する。

(候補者の決定)

第10条 選考委員会は、研究科長候補者を理事長に上申し、理事長は、研究科長選考の原案を作成し、理事会に諮る。

(研究科長の決定)

第11条 理事会は、第10条に基づき選出された候補者のなかから研究科長を決定する。

(研究科長の任命)

第12条 理事長は、理事会の決定に基づき研究科長を任命する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会が行う。

(準用)

第14条 通信制研究科長の選考に関しては、本規程を準用する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、大学院研究科長選考に関し必要な事項は、別に定めることができる。

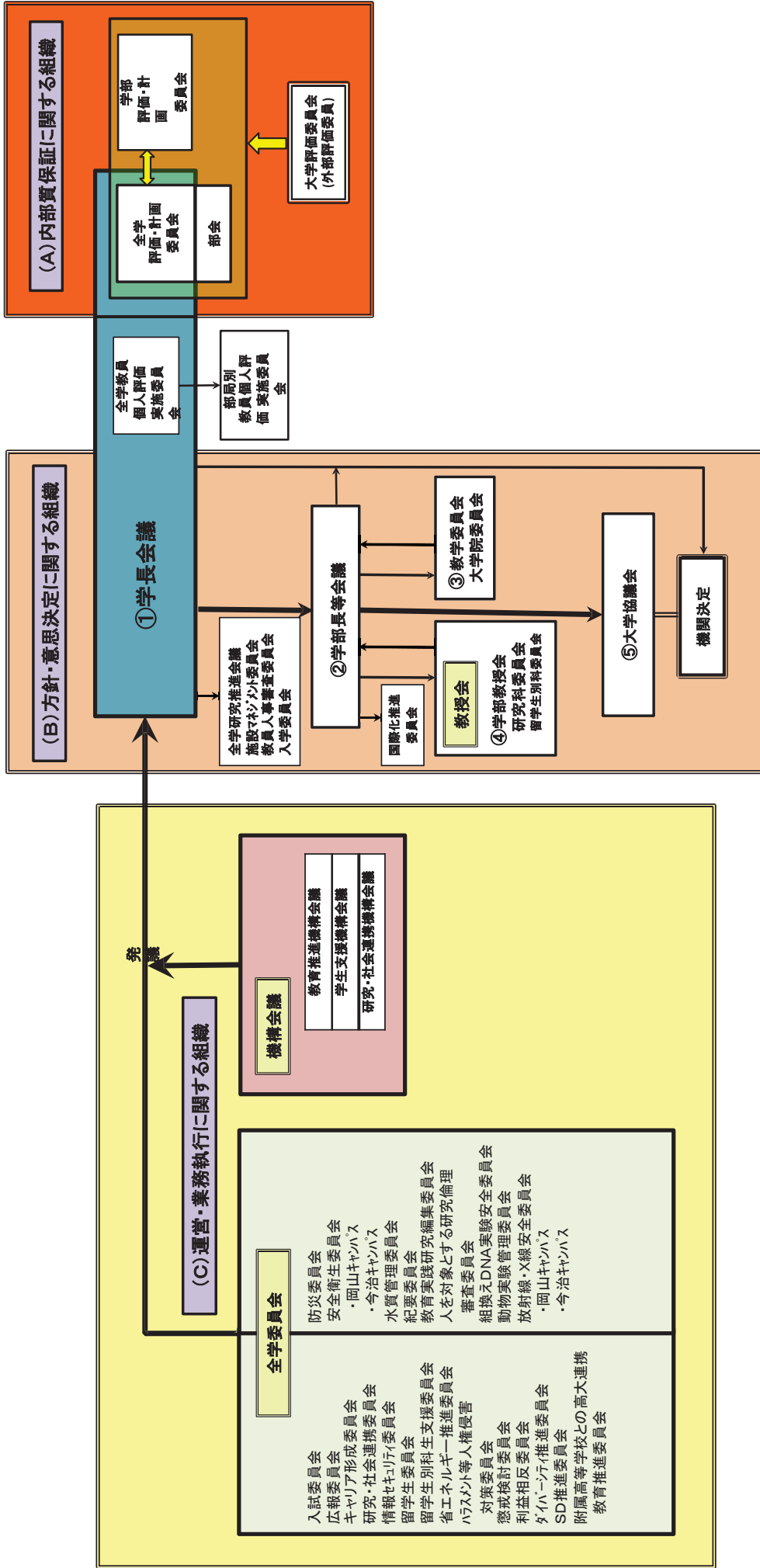
附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成30年10月7日から施行する。

附 則（令和3年10月26日 第7回理事会）

この改正規程は、令和3年11月1日から施行する。

■ 全学教学マネジメント体制図



2018. 3. 29 大学協議会

2019. 6. 26 大学協議会報告

2022. 1. 26 大学協議会

## 岡山理科大学 内部質保証システム

### 1. 内部質保証の方針

岡山理科大学は、建学の理念、「岡山理科大学ビジョン 2026」の実現に向け、全学レベル、学部・研究科レベルで作成した中期目標・中期計画（アクションプラン）を単年度の事業計画によってプロセス管理し、達成度及び成果を検証することで、改善・計画を自律的に機能させる恒常的・継続的なシステムとして内部質保証を推進する。

### 2. 内部質保証の推進体制

#### (1) 全学レベルの内部質保証を推進する組織

全学の内部質保証に責任を負う組織として、「全学評価・計画委員会」を設置する。

##### ●全学評価・計画委員会の権限と役割

全学評価・計画委員会は、全学の方針並びに計画策定、計画の推進、自己点検・評価の実施及び改善計画の策定を行う。また、学部並びに研究科の評価・計画活動の調整及び支援を行う。

##### ●全学評価・計画委員会の構成

全学評価・計画委員会は、学長を委員長とし、副学長、学長特別補佐、大学事務局長、局次長で構成する。また、全学の計画策定、推進、自己点検評価及び改善活動を実質的に担う組織として、全学評価・計画委員会の下に部会を置き、副学長及び事務局長を部会長とする。

なお、教育推進部会は教育推進機構、学生支援・国際化部会は学生支援機構、研究・社会連携部会は研究・社会連携機構を中心として関係部署で構成する。

部会	部会長	担当する第Ⅱ期アクションプラン	
教育推進部会	副学長（教育）	I 教育・学生支援の充実（教育）	IX ブランド形成
学生支援・国際化部会	副学長（学生支援・国際交流）	I 教育・学生支援の充実（学生支援）	
		III 国際化	
研究・社会連携部会	副学長（研究・社会連携）	II 研究の推進	X DX の推進
		IV 社会連携・地域貢献	
企画・質保証部会	副学長（企画・評価計画）	V 大学運営と内部質保証	
		VIII 組織改変と新たな事業展開	
大学運営部会	大学事務局長	VI 教育研究等環境	
		VII 安定的な運営基盤の確立	

※「IX ブランド形成」、「X DX の推進」のアクションプランについては関連する部会が担当し、責任者は学長特別補佐とする。

#### (2) 学部・研究科の評価・計画を担う組織

学部の評価・計画を担う組織として、「学部評価・計画委員会」を設置する。研究科の評価・計画を担う組織として、「研究科評価・計画委員会」を置く。ただし、研究科とその基礎となる学部が対となる場合は、当該研究科の評価・計画は、基礎となる学部の評価・計画委員会で扱う。

##### ●学部評価・計画委員会（研究科評価・計画委員会）の権限と役割

学部、研究科の評価・計画委員会は学部、研究科における独自の中期計画・単年度事業計画及び全学の各部会から依頼された中期計画の推進を担い、自己点検・評価及び改善計

画の策定を行う。

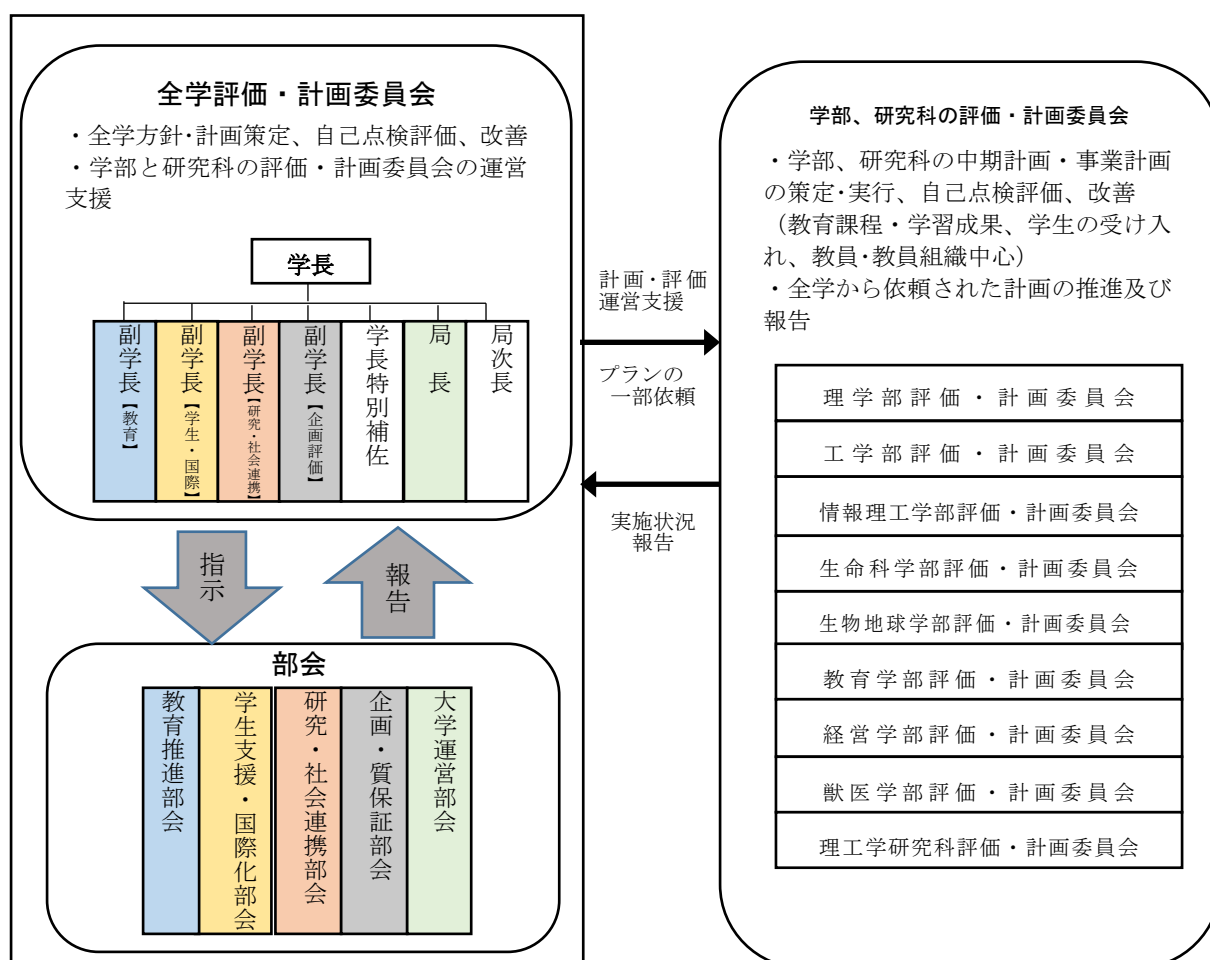
委員会	計画・評価の対象	委員長
理学部評価・計画委員会	理学部	理学部長
工学部評価・計画委員会	工学部	工学部長
情報理工学部評価・計画委員会	情報理工学部	情報理工学部長
生命科学部評価・計画委員会	生命科学部	生命科学部長
生物地球学部評価・計画委員会	生物地球学部	生物地球学部長
教育学部評価・計画委員会	教育学部	教育学部長
経営学部評価・計画委員会	経営学部 マネジメント研究科	経営学部長 マネジメント研究科長
獣医学部評価・計画委員会	獣医学部 獣医学研究科	獣医学部長 獣医学研究科長
理工学研究科評価・計画委員会	理工学研究科	理工学研究科長

### (3) 評価・計画に関する全学と学部、研究科の関係

全学評価・計画委員会は、全学レベルの内部質保証を推進する。アクションプランの計画・評価は、全学の部会が担うが、一部は学部・研究科も担当する。このため、全学と学部、研究科は、相互に協働して全学アクションプランを遂行する関係である。

また、全学評価・計画委員会は、学部、研究科の計画策定、実行、自己点検評価・改善の運営を支援する。

全学並びに学部・研究科における計画やその進捗状況、自己点検・評価を共有し、質向上に向けた協議を行うことを目的とした「評価・計画委員会合同会議」を開催する。



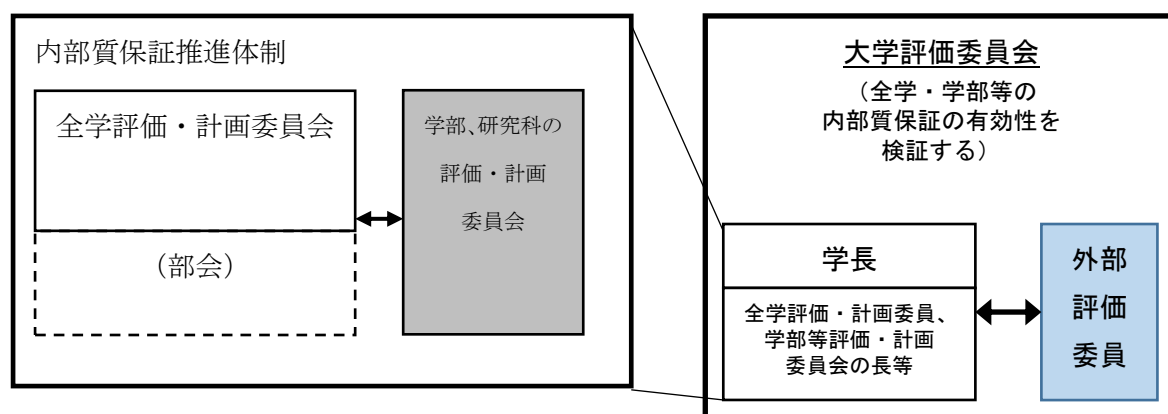


#### (4) 全学の内部質保証の有効性を検証する組織

本大学の内部質保証の有効性、妥当性について外部有識者の意見を聴取し、検証することを目的とした大学評価委員会を置く。構成員は、外部有識者（地元経済界の有識者、高等教育の専門家、地方自治体を代表する者）、全学評価・計画委員及び学部、研究科の評価・計画委員会の長、法人本部事務局長、総合企画局長とする。

##### ●大学評価委員会の役割

大学評価委員会は、全学評価・計画委員会及び学部等評価・計画委員会による計画策定及び事業の実施、自己点検評価及び改善状況を確認し、内部質保証の有効性を検証する。



### 3. 内部質保証の手続き

#### (1) 全学評価・計画委員会

##### ●P：計画策定

全学評価・計画委員会においては、「岡山理科大学ビジョン2026」を実現するため、事業の柱ごとに5ヶ年のアクションプラン（中期目標・中期計画）を策定する。

アクションプランに基づく取り組みの達成状況を全学的な観点で把握するために KGI を設定し、毎年度確認を行う。

中期計画に掲げた取り組みの成果を検証するための指標として KPI を設定し、達成状況を常に把握する。

計画の作成は、教育推進、学生支援・国際化、研究・社会連携、企画・質保証及び大学運営の各部会が担い、取りまとめた計画案を全学評価・計画委員会で検討する。

##### ●D：事業の推進

全学評価・計画委員会委員が各部会の長となり、事業推進の責任を負う。これにより、アクションプランの推進体制を構築する。部会内では適切な役割分担のもと、事業の円滑な実行を促す。部会において年度の間中期に進捗状況を確認し、全学評価・計画委員会で共有する。

##### ●C：達成度の評価

年度末に部会による事業の実施状況に関し自己点検評価を行い、全学評価・計画委員会において全学的な観点により課題を把握する。

##### ●A：改善計画及び次年度計画の策定

自己点検評価に基づき、各部会は次年度に向けた改善事項を含めた次年度計画を作成し、全学評価・計画委員会で審議する。

以上の単年度におけるPDCAサイクルを継続し、さらに、中期計画期間中、3年目、完了年度の5年目においてKPIに基づき、中期計画の成果を検証し、次期アクションプラン策定を行う。

## (2) 学部（研究科）の評価・計画委員会

### ●P：計画策定

各学部・研究科の評価・計画委員会においては、学部・研究科独自の中期計画及び全学アクションプランと連動した中期計画を策定する。中期計画に掲げた取り組みの成果を検証するための指標として KPI を設定し、達成状況を常に把握する。さらに5ヶ年の中期計画の進捗状況を管理するため各年度の事業計画を策定する。

### ●D：事業の推進

学部長・研究科長を中心に単年度事業計画を推進する。中間期には事業の実施状況を全学評価・計画委員会に報告を行うことで、全学と連動した自律的な内部質保証を機能させる。

### ●C：達成度の評価

年度末に取り組みの実施状況及び成果について自己点検評価を行い、全学評価・計画委員会へ報告する。

### ●A：改善計画及び次年度計画の策定

自己点検評価結果により、改善計画及び次年度計画を作成する。

全学評価・計画委員会及び学部等評価・計画委員長による、上記(1)、(2)の一連のプロセスを共有し、継続的な質向上のための協議を目的とした「評価・計画委員会合同会議」を開催する。

## (3) 内部質保証の有効性の検証

内部質保証の有効性を客観的に検証するため、外部評価委員を含めた大学評価委員会を開催する。

## (4) 情報公開

アクションプラン、当該年度の事業計画並びに自己点検・評価結果を公表し、社会への説明責任を果たす。

## ○岡山理科大学自己点検・評価規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学自己点検・評価規程（以下「本規程」という。）は、岡山理科大学学則第1条の2及び岡山理科大学内部質保証の方針に基づき、岡山理科大学（以下「本大学」という。）の教育・研究活動及び大学管理運営について自ら点検及び評価を行い、改善していくため、必要となる事項を定めるものとする。

(自己点検・評価、改善の項目)

第2条 本大学における自己点検・評価、改善は、全学、及び各学部・研究科（以下「学部等」という。）で次の項目について実施するものとする。

- (1) 目標・方針に関すること
- (2) 内部質保証に関すること
- (3) 教育体制に関すること
- (4) 教育課程・学習成果に関すること
- (5) 学生の受け入れに関すること
- (6) 学生支援に関すること
- (7) 研究及び研究体制に関すること
- (8) 国際化の推進に関すること
- (9) 社会連携及び地域貢献に関すること
- (10) 教育研究環境の整備に関すること
- (11) 大学運営及び財務に関すること

2 前項に関わらず、学部等においては独自の自己点検・評価、改善の項目を設定することができる。

(内部質保証の体制)

第3条 本大学は、前条に掲げた項目における自己点検・評価、改善の適切性を検証し、自らの責任で説明・証明する恒常的、継続的プロセスである内部質保証の体制を構築し、運用する。

2 前項の目的のため、学長を統括責任者として次の組織を置く。

- (1) 全学の方針並びに計画策定、計画の推進、自己点検・評価の実施及び改善計画の策定のため全学評価・計画委員会を置く。
- (2) 全学の評価・計画の実行組織として、全学評価・計画委員会に部会を置く。
- (3) 学部等の方針並びに計画策定、計画の推進、自己点検・評価の実施及び改善計画の策定のため、学部評価・計画委員会、及び研究科評価・計画委員会を置く。ただし、研究科が単一の学部を基礎とする場合において当該研究科の評価・計画は、基礎とする学部の評価・計画委員会で扱うものとする。

3 前項第1号に関する事項は別に定める。

4 全学並びに学部等における計画、計画の進捗状況及び自己点検・評価結果を共有し、継続的な質向上に向けた協議を目的として、評価・計画委員会合同会議を開催する。

(内部質保証の検証)

第4条 本大学の内部質保証の有効性、妥当性について外部有識者の意見を聴取し、検証することを目的とした大学評価委員会を置く。

2 大学評価委員会に関する事項は別に定める。

(自己点検・評価結果の公表)

第5条 本大学で行う自己点検・評価の結果は、岡山理科大学自己点検・評価報告書として学内外に公表するものとする。

2 前項の公表に係る方法は、本大学ホームページ、刊行物及び電子媒体等により行うものとする。

(自己点検・評価結果の活用)

第6条 学長は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると判断した事項に関して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(事務)

第7条 全学の自己点検・評価、改善の推進に関することに係る事務は企画課において行う。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、大学協議会の審議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日決裁）

この規程は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年1月26日 第10回大学協議会）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

## ○岡山理科大学大学評価委員会規程

## (設置)

第1条 岡山理科大学自己点検・評価規程第4条に基づき、岡山理科大学（以下、「本大学」という。）に岡山理科大学大学評価委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

## (目的)

第2条 本委員会は、本大学の内部質保証の有効性、妥当性を客観的に検証することを目的とする。

## (組織)

第3条 本委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 外部委員として学長が委嘱する者
- (2) 全学評価・計画委員長
- (3) 全学評価・計画委員会の各部長
- (4) 学部評価・計画委員長
- (5) 大学事務局次長
- (6) 法人本部事務局長
- (7) 総合企画局長
- (8) その他、本委員会の委員長が必要と認めた者

## (任期)

第4条 第3条に規定する委員の任期は、役職在任中とする。ただし、第3条第1号に規定する委員の任期は2年とし、その再任は妨げない。

## (委員長等)

第5条 本委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は会務を総括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 4 委員長に支障があるときは、委員長の指名した副委員長がこれを代行する。

## (会議の招集及び成立)

第6条 委員長は、本委員会を招集し、議長となる。

- 2 本委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

## (委員会の業務)

第7条 本委員会は、次の事項について評価を行う。

- (1) 全学の内部質保証の有効性に関すること
- (2) 全学及び学部・研究科の計画策定及び自己点検・評価に関すること
- (3) その他、教育研究活動に関すること

## (報告)

第8条 評価の結果は、委員長が全学評価・計画委員会にて報告する。

## (細則等)

第9条 岡山理科大学大学評価委員会規程に定めるもののほか、本委員会に関して必要な事項は、本委員会が別に定める。

## (事務)

第10条 本委員会の事務は、企画課において行う。

## (改廃)

第11条 本規程の改廃は、本委員会及び大学協議会の審議を経て学長が決定する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成18年7月1日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 5 この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 7 この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 8 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 9 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 10 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 11 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則（令和元年7月1日決裁）

この改正規程は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和４年１月２６日 第１０回大学協議会）  
この改正規程は、令和４年４月１日から施行する。

2018. 4. 1

**岡山理科大学 目指すべき教員像と教員組織の編制方針**

岡山理科大学は理念・目的を実現するために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえて、目指すべき教員像および教員組織の編制方針を次のとおり定める。

**目指すべき教員像**

1. 「建学の理念」、「岡山理科大学ビジョン」に基づき、自らの使命や役割を認識し、大学の発展に貢献する教員
2. 教育者として、質の高い教育を実践し、学生が自立した社会人として活躍できるよう支え導く教員
3. 研究者として、好奇心・探究心を保ち続け、たゆまぬ創意工夫によって研究を展開し、新たな価値を創出する教員
4. 専門性や経験を生かして、世界や地域の多様な人々と交流・連携し、社会の持続的発展に貢献する教員
5. 組織の一員として、協調し啓発しあう人間関係を構築するとともに、常に資質・能力の向上に努める教員

**教員組織の編制方針**

岡山理科大学は、教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を設ける。教員組織の編制およびその運用にあたっては以下の事項を遵守するものとする。

1. 大学設置基準に定められた専任教員数および教授の数を満たす教員を各学部・研究科に配置する。教育上主要と認める授業科目については、原則として専任の教授または准教授が担当する。
2. 全学的見地から教育、学生支援、研究、社会連携を企画・実践する組織として機構（教育推進機構、学生支援機構、研究・社会連携機構）を設置し、必要とされる専任教員を配置する。

3. 各学部・研究科および各機構において教員の採用、昇任の基準および手続きを明文化し、公正かつ適切な方法で教員人事を行う。
4. 教員の採用にあたっては、広く人材を国内外に求め、年齢・性別構成など教員組織の多様性に配慮する。
5. 教育研究や管理運営の充実を図るため、教員間の適切な役割分担のもとで機能的な連携体制を構築する。
6. 教員の業務全般（教育・学生支援、研究、社会貢献、管理運営）に関する資質・能力の向上を図るために、組織的かつ多面的な FD/SD 活動に取り組む。また、教員個々人の自己点検・評価に基づき、教員評価を定期的実施する。
7. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を教育研究の改善・向上に結びつける。